

第5次 和歌山県 廃棄物処理計画

「循環型社会の推進」
(令和3年度～令和7年度)

令和4年3月
和歌山県

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
1-1 計画の背景と目的.....	1
1-2 計画の位置づけ.....	2
1-3 計画の期間.....	2
1-4 用語の定義.....	2
1-4-1 廃棄物とは.....	2
1-4-2 廃棄物の処理.....	2
1-5 計画の対象区域図.....	3
第2章 廃棄物処理の現状.....	4
2-1 本県の廃棄物処理の概況.....	4
2-2 第4次和歌山県廃棄物処理計画の数値目標達成状況.....	5
2-2-1 一般廃棄物（ごみ）の数値目標達成状況.....	5
2-2-2 産業廃棄物の数値目標達成状況.....	6
2-2-3 その他の目標の達成状況.....	8
2-3 一般廃棄物（ごみ）の現状.....	9
2-3-1 一般廃棄物（ごみ）の排出・処理の概況.....	9
2-3-2 一般廃棄物（ごみ）の排出の状況.....	9
2-3-3 一般廃棄物（ごみ）の処理の状況.....	12
2-3-4 一般廃棄物処理施設の整備状況.....	15
2-3-5 一般廃棄物（ごみ）の広域移動状況.....	18
2-3-6 し尿処理の状況.....	19
2-4 産業廃棄物の現状.....	21
2-4-1 産業廃棄物の排出・処理の概況.....	21
2-4-2 産業廃棄物の排出の状況.....	21
2-4-3 産業廃棄物の処理の状況.....	22
2-4-4 産業廃棄物処理施設の整備状況.....	25
2-4-5 産業廃棄物の広域移動状況.....	26

2-5 特別管理産業廃棄物の状況	27
2-6 廃棄物の不法投棄等の状況	29
2-7 災害廃棄物対策の状況	30
第3章 循環型社会の実現に向けて	31
3-1 基本的な方針	31
3-2 循環型社会の実現のために本県が取り組むべき課題	32
3-2-1 課題1 一般廃棄物（ごみ）の排出量の多さと再生利用率の低さ	32
3-2-2 課題2 食品ロス	32
3-2-3 課題3 プラスチック等海洋ごみによる生態系への影響	33
3-2-4 課題4 社会状況の変化に対応した廃棄物処理体制の整備	33
3-2-5 課題5 不法投棄対策	34
3-2-6 課題6 災害廃棄物への対応	34
3-3 取組の方向	35
3-3-1 取組の方向1 ライフサイクル全体での資源循環の推進	35
3-3-2 取組の方向2 食品ロスの削減	39
3-3-3 取組の方向3 海洋ごみ・プラスチック対策	40
3-3-4 取組の方向4 廃棄物処理体制の整備	42
3-3-5 取組の方向5 不法投棄・不適正処理の撲滅	44
3-3-6 取組の方向6 災害廃棄物対策の推進	46
3-4 計画の数値目標	47
3-4-1 一般廃棄物（ごみ）の将来予測	47
3-4-2 一般廃棄物（ごみ）の数値目標	48
3-4-3 産業廃棄物の将来予測	49
3-4-4 産業廃棄物の数値目標	50
第4章 各主体に期待される役割	52
第5章 計画の進捗管理	57
資料編	
資料1 和歌山県環境審議会廃棄物部会委員名簿	資料1
資料2 審議経過等	資料1

第1章 計画の基本的な考え方

1-1 計画の背景と目的

我が国では、天然資源の消費を抑制し環境への負荷をできる限り低減するため、平成12年に循環型社会形成推進基本法が制定され、同法に基づく循環型社会形成推進基本計画によりリデュース、リユース、リサイクルの3Rや適正処理に係る各種取組が進められています。

一方、近年では、海洋へのプラスチックごみの流出や食品ロスの削減などが課題となっている中、令和元年5月には国においてプラスチック資源循環戦略が策定され、同年大阪府で開催されたG20大阪サミットでは「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン¹」が参加国の間で共有されました。また、G20大阪サミット「大阪首脳宣言」において「食料の損失・廃棄の削減」が盛り込まれ、同年10月には食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減推進法」という。）が施行されました。

さらに、令和2年5月には、国において循環経済ビジョン2020が策定され、デジタル技術の発展と市場・社会からの環境配慮要請の高まりを受け、循環経済（サーキュラーエコノミー²）への移行により、中長期的な成長を目指すこととされました。

本県では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき、これまで4次に渡って和歌山県廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理の取組を進めてきました。その結果、廃棄物排出量及び最終処分量の減少など、循環型社会の構築に向けて一定の成果が見られますが、1人当たりのごみの排出量が全国平均を上回るなどの現状があります。引き続きこうした課題の解決に取り組むとともに、本県においても海洋プラスチックごみや食品ロスといった新たな課題を本計画に位置付け、積極的にその解決に取り組むこととします。

特に、海洋プラスチックごみ問題に関しては、国においてプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が令和3年6月11日に公布され、プラスチック使用製品の設計から廃棄物処理に至るまでのライフサイクル全般であらゆる主体におけるプラスチック資源循環の取組を進めることとされています。

本県においてもそうした取組を推進するとともに、県民運動として県全体でプラスチックごみの削減運動に取り組んでいきます。排出抑制・再利用を徹底したうえでもなお発生するプラスチックごみ等、資源循環の輪から外れた廃棄物については、廃棄物発電の導入による熱回収等を進め、脱炭素社会の実現に努めていきます。

また、陸域で発生したごみが河川等を通じて海域に流出することで海洋ごみとなることから、令和2年4月に施行した「和歌山県ごみの散乱防止に関する条例」（以下、「ごみの散乱防止条例」という。）による取組でごみの自然界への流出防止を図り、海洋ごみの発生源対策を行います。

計画を実行するためには、私たち一人一人の意識や価値観、ライフスタイルを資源循環の観点からより高度なステージに上げていくことが必要です。利便性・経済性の優先から、環境との調和へと転換し、自立・分散型の地域循環共生圏³の構築を進めることで、自然の再生・浄化能力の範囲内に収まることを理想とする循環型社会の推進を図ります。

¹ 大阪ブルー・オーシャン・ビジョン：G20大阪サミットで提案された「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」世界共通のビジョン

² サーキュラーエコノミー（循環経済）：あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る経済。従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行の経済はリニアエコノミー（線形経済）という。

³ 地域循環共生圏：各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方

1-2 計画の位置づけ

本計画は、次に示す計画として位置づけ、策定するものです。

- ・廃棄物処理法第5条の5第1項に基づく都道府県廃棄物処理計画
- ・和歌山県環境基本条例第10条に基づく環境基本計画の分野別計画
- ・食品ロス削減推進法第12条に基づく都道府県食品ロス削減推進計画

1-3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度の5ヶ年とし、令和7年度を目標年度とします。

1-4 用語の定義

1-4-1 廃棄物とは

- 一般廃棄物：産業廃棄物以外の廃棄物
- 産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律及び政令で定める廃棄物
- 生活系ごみ：一般家庭の日常生活に伴って生じたごみ
- 事業系ごみ：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物を除いたもの
- 特別管理廃棄物：廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じのおそれがある性状を有するもので政令で定める一般廃棄物と産業廃棄物

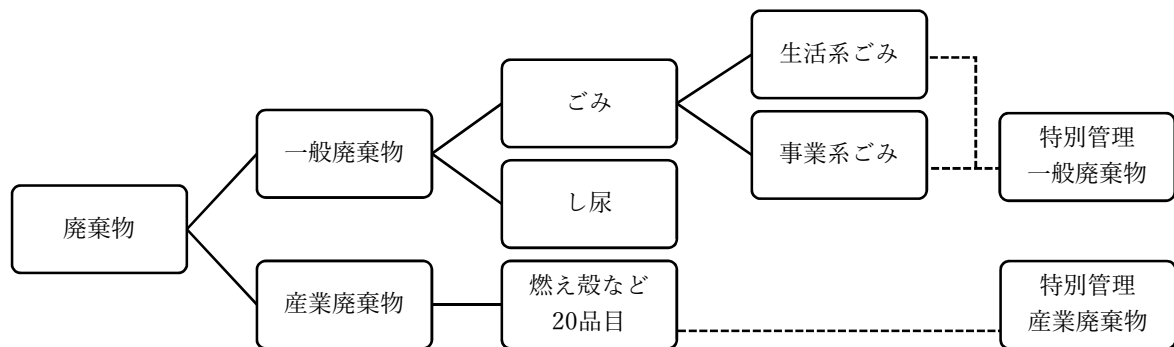


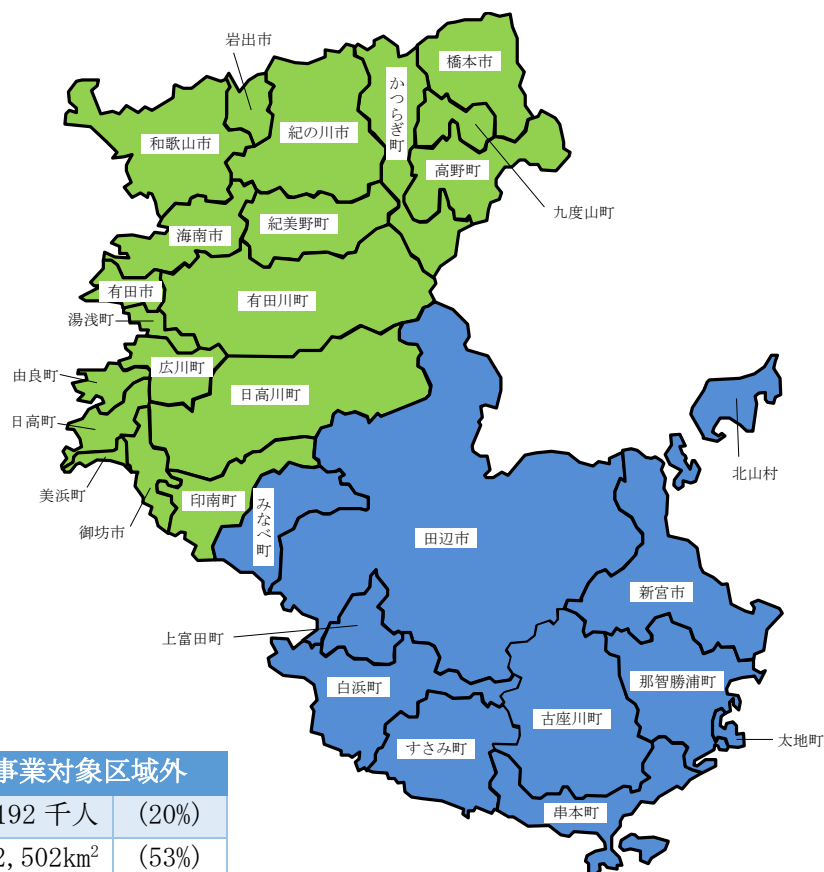
図 1-4-1 廃棄物の分類

1-4-2 廃棄物の処理

- 排出量：事業所等から排出された産業廃棄物の量
市町村等による回収、市町村等への直接搬入又は集団回収された一般廃棄物の量
- 排出量原単位：1人1日当たりの排出量
- 減量化量：事業所等及び産業廃棄物処理業者の中間処理施設で減量化（焼却、脱水等）された産業廃棄物の量
市町村等の中間処理施設で減量化された一般廃棄物の量
- 再生利用量：事業所等及び産業廃棄物処理業者で再生利用された産業廃棄物の量
市町村等により再生利用された一般廃棄物の量
- 資源化量：市町村等により再生利用された一般廃棄物の量と集団回収された一般廃棄物の量を加えたもの
- 集団回収量：地域の町内会、自治会などの住民団体が家庭から出る資源ごみ（紙類、びん、缶、ペットボトル等）を自ら回収して、資源回収業者に引き渡した量
- 最終処分量：事業所等、廃棄物処理業者、市町村及び大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分等された廃棄物の量

1-5 計画の対象区域図

大阪湾フェニックス事業 ⁴ 対象区域		
人口	764 千人	(80%)
面積	2,222km ²	(47%)
域内総生産	30,844 億円	(84%)



大阪湾フェニックス事業対象区域外		
人口	192 千人	(20%)
面積	2,502km ²	(53%)
域内総生産	5,920 億円	(16%)

- 注 1) 人口は、一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和元年度実績）による
 2) 面積及び域内総生産は、令和元年度刊行和歌山県統計年鑑による

図 1-5-1 対象区域図

⁴ 大阪湾フェニックス事業（大阪湾圏域広域処理場整備事業）：近畿2府4県の広域処理対象区域から発生する廃棄物の最終処分を大阪湾の埋立てにより行い、造成した土地を有効活用する事業。広域臨海環境整備センター法に基づき、近畿圏の地方自治体、港湾管理者が出資して昭和57年に設立された大阪湾広域臨海環境整備センターが事業を実施している。本県では御坊圏域以北の19市町が処理対象区域となっており、和歌山下津港北港に建設されている和歌山積出基地において廃棄物の受入れが行われている。

第2章 廃棄物処理の現状

2-1 本県の廃棄物処理の概況

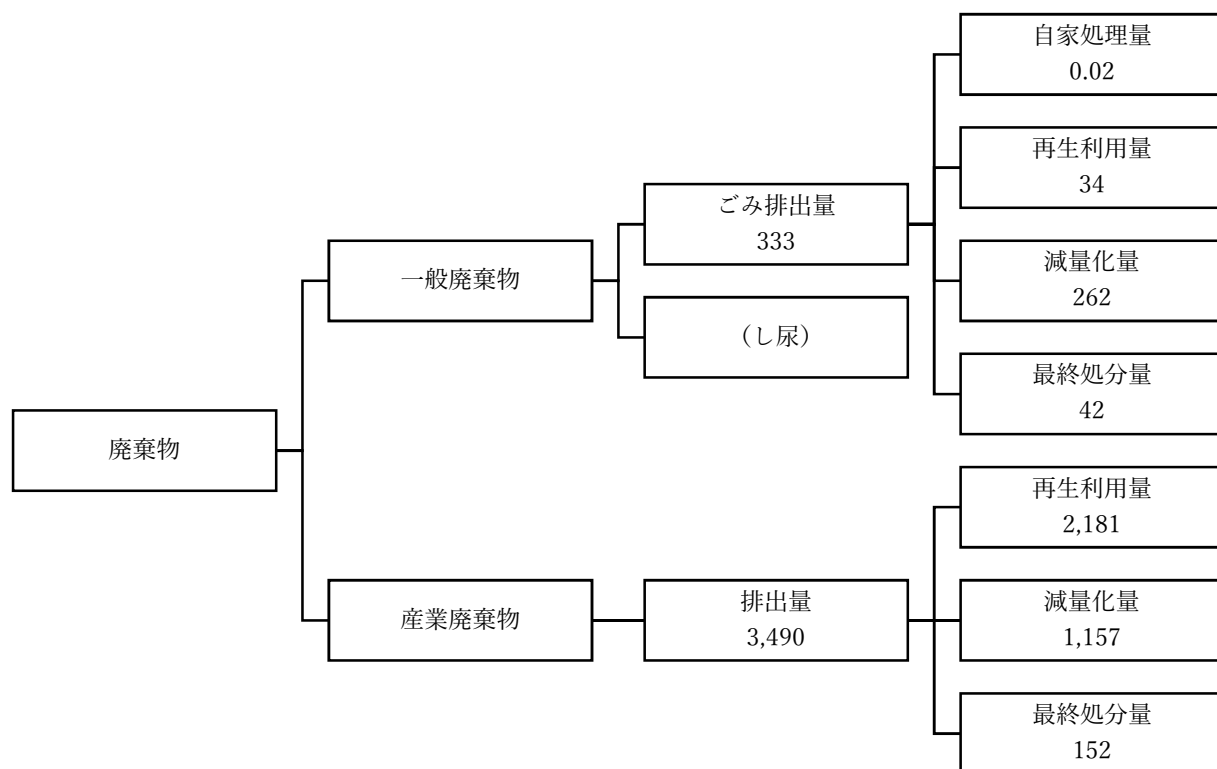
令和元年度の1年間に和歌山県内で排出された廃棄物量は3,823千tとなっています。

[排出状況]

- ・一般廃棄物（ごみ）の排出量は333千tです。
- ・産業廃棄物の排出量は3,490千tです。

[処理状況]

- ・一般廃棄物（ごみ）の処理の内訳は、再生利用量が34千t、減量化量が262千t、最終処分量が42千tとなっています。
- ・産業廃棄物の処理の内訳は、再生利用量が2,181千t、減量化量が1,157千t、最終処分量が152千tとなっています。



注1) 各項目の下段は廃棄物（ごみ）量（千t/年）

2) し尿は含まない量

3) 一般廃棄物の実績値は一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和元年度実績）による。

4) 産業廃棄物の実績値は和歌山県産業廃棄物実態調査結果（令和元年度実績）による。

図 2-1-1 和歌山県の廃棄物処理の概要（令和元年度）

2-2 第4次和歌山県廃棄物処理計画の数値目標達成状況

2-2-1 一般廃棄物（ごみ）の数値目標達成状況

- ・排出量は、令和元年度実績で目標を達成していますが、集団回収及び資源ごみを除く生活系ごみの排出量原単位は目標を達成できない見込みです。
- ・再生利用率は、依然として低い状況にあり、目標を達成できない見込みです。
- ・最終処分量は、減少傾向にありますが、目標を達成できない見込みです。

表 2-2-1 一般廃棄物（ごみ）の数値目標に係る状況

項目	単位	基準	実績							目標
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
排出量	千 t	381	383	364	356	340	336	339	333	335
生活系ごみ（集団回収及び資源ごみを除く。）の排出量原単位	g/人/日	606	603	608	597	595	594	607	601	583
再生利用率	%	14.1	13.5	13.6	13.9	13.0	12.8	12.7	12.6	20
最終処分量	千 t	49	52	49	42	45	42	44	42	38

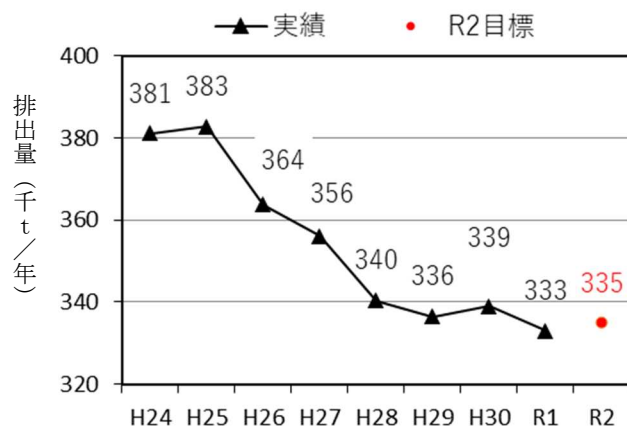


図 2-2-1 一般廃棄物（ごみ）の排出量

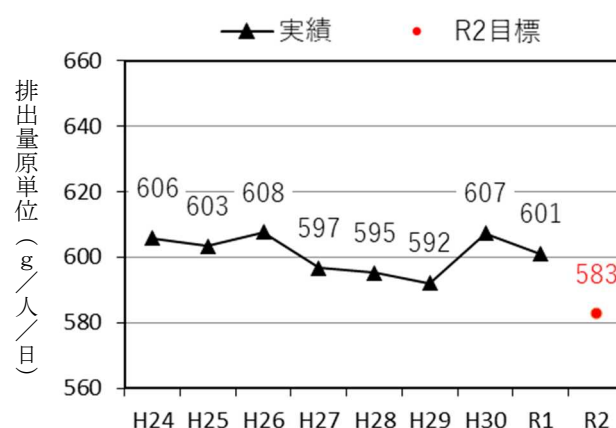


図 2-2-2 生活系ごみ（集団回収及び資源ごみを除く。）の排出量原単位

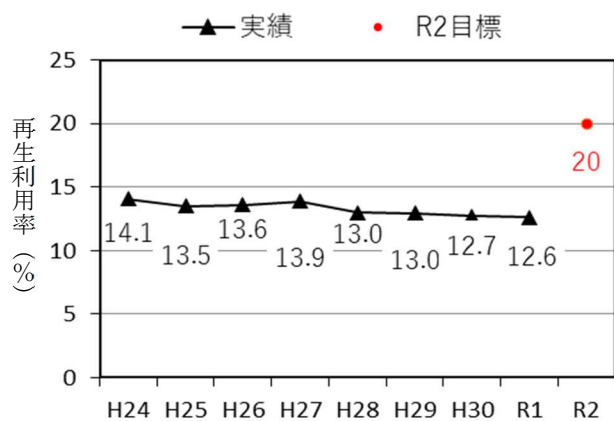


図 2-2-3 一般廃棄物（ごみ）の再生利用率

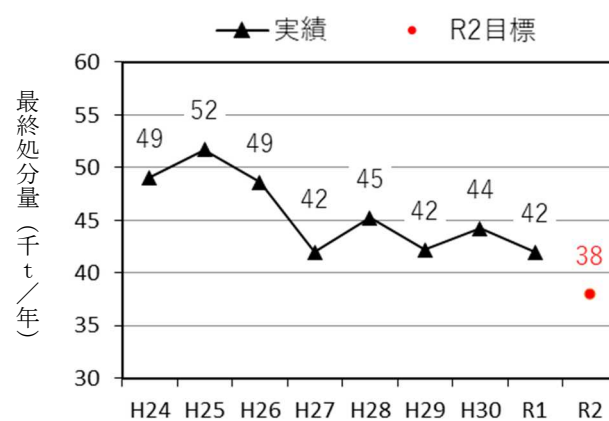


図 2-2-4 一般廃棄物（ごみ）の最終処分量

2-2-2 産業廃棄物の数値目標達成状況

- ・排出量は、令和元年度実績では目標を達成しています。
- ・再生利用率は、令和元年度実績では目標に届いておらず、目標を達成できない見込みです。
- ・最終処分量は、令和元年度実績では目標に届いておらず、目標を達成できない見込みです。

表 2-2-2 産業廃棄物の数値目標に係る状況

項目	単位	基準	実績							目標
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
排出量	千 t	3,722	3,719	3,700	3,279	3,235	3,230	3,412	3,490	3,809
再生利用率	%	64.6	67.4	66.5	63.3	63.8	63.6	65.3	62.5	66
最終処分量	千 t	155	176	131	159	127	130	136	152	100

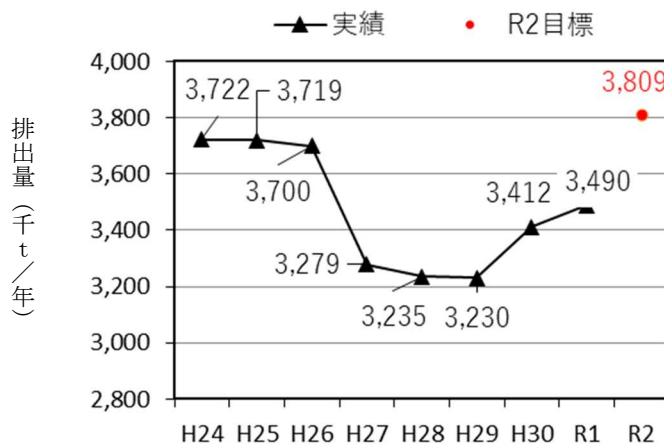


図 2-2-5 産業廃棄物の排出量

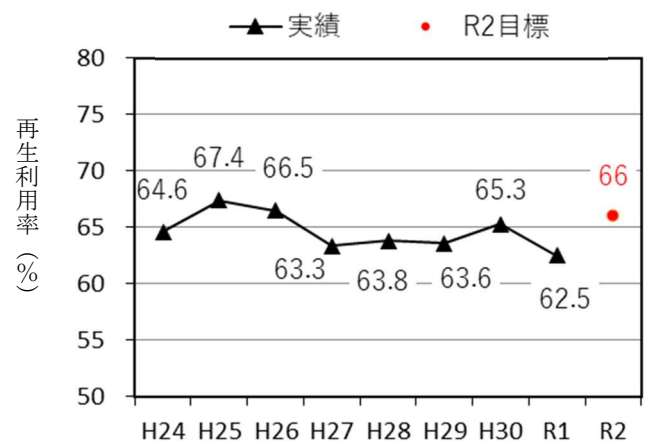


図 2-2-6 産業廃棄物の再生利用率

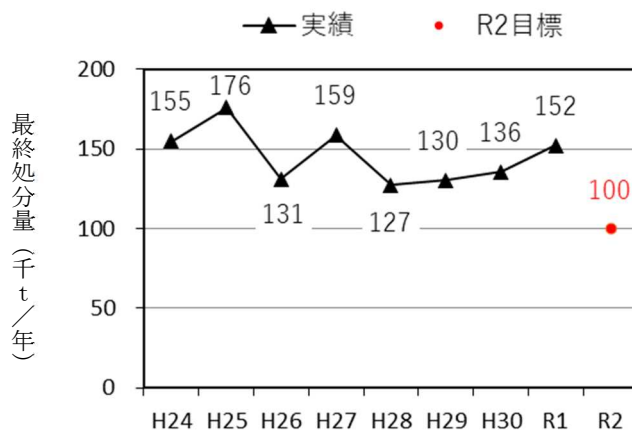


図 2-2-7 産業廃棄物の最終処分量

表 2-2-3 産業廃棄物の重点目標に係る状況

項目		単位	基準	実績							目標
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
減量化・再生利用率	廃プラスチック類	%	81	85	77	68	74	77	74	72	98
	木くず	%	97	97	97	98	99	99	99	98	99
	動植物性残さ	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100
再生利用率	がれき類	%	96	93	98	98	96	97	95	98	99
最終処分率	汚泥	%	2	3	3	2	2	2	2	3	2

表 2-2-4 産業廃棄物の種類別の数値目標に係る状況

	基準値（平成 24 年度）				実績値（令和元年度）				目標（令和 2 年度）			
	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
合計	3,722 (100%)	2,404 (65%)	1,163 (31%)	155 (4%)	3,490 (100%)	2,181 (62%)	1,157 (33%)	152 (4%)	3,809 (100%)	2,532 (66%)	1,177 (31%)	100 (3%)
燃え殻	0 (100%)	0 (45%)	0 (15%)	0 (40%)	1 (100%)	0 (34%)	0 (1%)	1 (64%)	0 (100%)	0 (50%)	0 (6%)	0 (44%)
汚泥	556 (100%)	77 (14%)	465 (84%)	14 (2%)	502 (100%)	79 (16%)	408 (81%)	15 (3%)	515 (100%)	133 (26%)	373 (72%)	9 (2%)
廃油	32 (100%)	24 (75%)	8 (25%)	0 (0%)	33 (100%)	25 (74%)	8 (25%)	0 (1%)	42 (100%)	30 (71%)	12 (29%)	0 (0%)
廃酸	27 (100%)	9 (32%)	18 (68%)	0 (0%)	42 (100%)	3 (8%)	39 (91%)	0 (0%)	29 (100%)	6 (21%)	23 (79%)	0 (0%)
廃アルカリ	21 (100%)	3 (12%)	19 (88%)	0 (0%)	34 (100%)	3 (12%)	31 (88%)	0 (0%)	31 (100%)	3 (9%)	28 (90%)	0 (0%)
廃プラスチック類	21 (100%)	14 (69%)	3 (12%)	4 (19%)	21 (100%)	14 (66%)	1 (6%)	6 (28%)	22 (100%)	21 (93%)	1 (5%)	1 (2%)
紙くず	1 (100%)	0 (64%)	0 (14%)	0 (22%)	1 (100%)	0 (67%)	0 (8%)	0 (25%)	1 (100%)	0 (44%)	0 (23%)	0 (33%)
木くず	70 (100%)	67 (95%)	1 (1%)	2 (3%)	67 (100%)	65 (97%)	1 (1%)	1 (2%)	72 (100%)	71 (99%)	0 (1%)	0 (1%)
繊維くず	0 (100%)	0 (62%)	0 (27%)	0 (11%)	1 (100%)	1 (75%)	0 (4%)	0 (21%)	0 (100%)	0 (75%)	0 (5%)	0 (20%)
動植物性残さ	17 (100%)	12 (69%)	5 (31%)	0 (0%)	33 (100%)	25 (78%)	6 (20%)	1 (2%)	20 (100%)	15 (74%)	5 (26%)	0 (0%)
ゴムくず	0 (100%)	0 (16%)	0 (1%)	0 (83%)	0 (100%)	0 (84%)	0 (5%)	0 (11%)	0 (100%)	0 (1%)	0 (0%)	0 (99%)
金属くず	7 (100%)	6 (89%)	0 (0%)	1 (10%)	8 (100%)	7 (96%)	0 (0%)	0 (4%)	23 (100%)	22 (97%)	0 (0%)	1 (3%)
ガラス 陶磁器くず	99 (100%)	94 (95%)	0 (0%)	5 (5%)	74 (100%)	69 (92%)	0 (0%)	6 (8%)	117 (100%)	109 (93%)	0 (0%)	8 (7%)
鉱さい	984 (100%)	921 (94%)	0 (0%)	62 (6%)	981 (100%)	911 (93%)	0 (0%)	71 (7%)	1,100 (100%)	1,047 (95%)	0 (0%)	53 (5%)
がれき類	879 (100%)	841 (96%)	0 (0%)	38 (4%)	711 (100%)	696 (98%)	0 (0%)	14 (2%)	809 (100%)	800 (99%)	0 (0%)	8 (1%)
ばいじん	796 (100%)	159 (20%)	637 (80%)	0 (0%)	841 (100%)	183 (22%)	653 (78%)	5 (1%)	888 (100%)	173 (19%)	714 (80%)	1 (0%)
動物の ふん尿	135 (100%)	135 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	91 (100%)	91 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	86 (100%)	86 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
その他	77 (100%)	42 (54%)	7 (9%)	28 (37%)	49 (100%)	7 (15%)	10 (21%)	32 (65%)	53 (100%)	15 (28%)	20 (38%)	18 (34%)

2-2-3 その他の目標の達成状況

- ・その他の数値目標については、進展はあるものの、目標達成には至っていません。

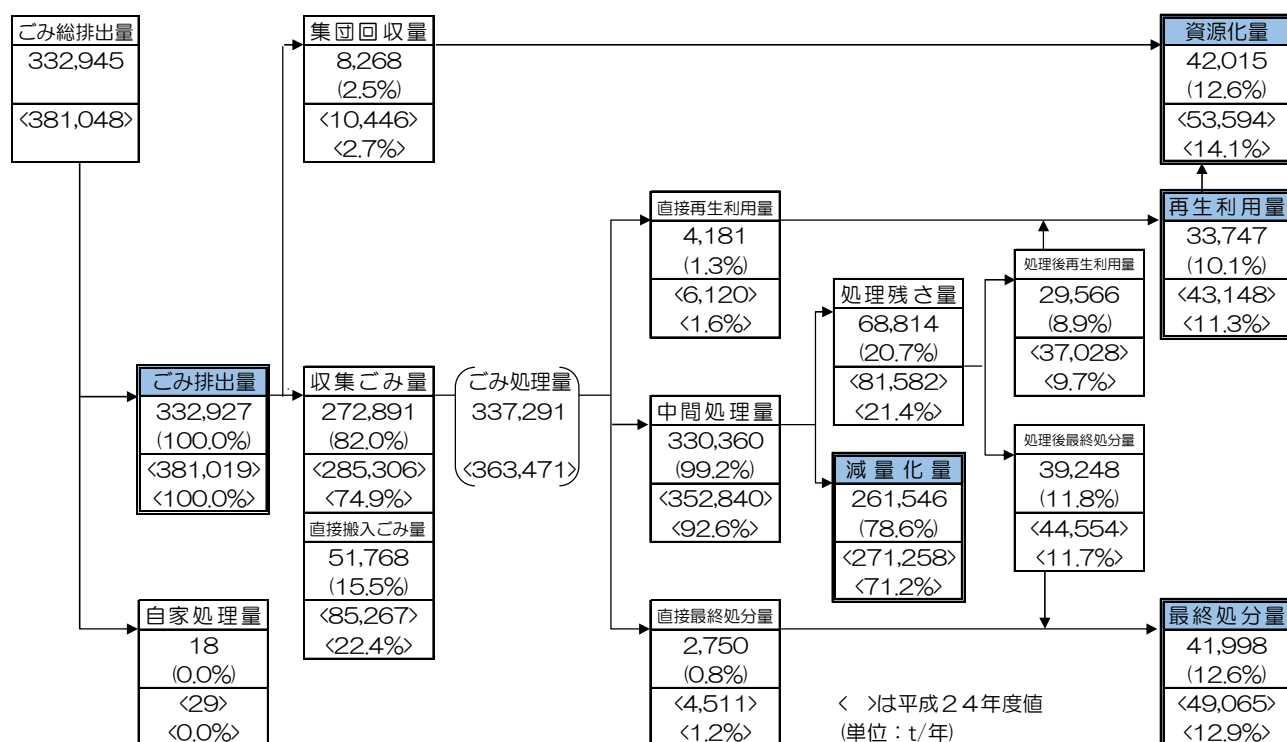
表 2-2-5 その他の目標の達成状況

目 標	現 状
家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数について、現状（1 市）に対し、平成 30 年度において、10 市町村に増大させる。	平成 31 年 3 月現在 2 市町村
特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合について、現状（40 パーセント）に対し、平成 30 年度までに、100 パーセントまで増大させる。	令和元年 12 月現在 50% (15 市町村)
使用済み小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合について、現状（50 パーセント）に対し、平成 30 年度までに、80 パーセントまで増大させる。	令和元年 7 月現在 70% (21 市町村)

2-3 一般廃棄物（ごみ）の現状

2-3-1 一般廃棄物（ごみ）の排出・処理の概況

- ・本県の一般廃棄物（ごみ）処理量は、令和元年度実績で 337 千 t であり、このうち、34 千 t が再生利用、262 千 t が減量化、42 千 t が最終処分されています。
- ・第 4 次計画の基準年である平成 24 年度に比べ、ごみ排出量、再生利用率、最終処分量が減少しています。



注) 収集ごみ量、直接搬入ごみ量は令和元年度に収集等された量、ごみ処理量は令和元年度に施設で処理された量であり、両者の数値は一致しない。

図 2-3-1 一般廃棄物（ごみ）の排出・処理状況（令和元年度）

2-3-2 一般廃棄物（ごみ）の排出の状況

- ・本県の一般廃棄物（ごみ）排出量は、令和元年度実績で 333 千 t であり、このうち一般家庭から排出される生活系ごみが 245 千 t（73%）、事業所から排出される事業系ごみが 88 千 t（27%）となっています。
- ・1 人 1 日当たりのごみ排出量は 952g で、全国平均の 918g を上回っており、このうち、生活系ごみが 699g、事業系ごみが 253g となっています。
- ・集団回収及び資源ごみを除く 1 人 1 日当たりの生活系ごみの排出量は 601g で、全国平均の 509g を上回っています。

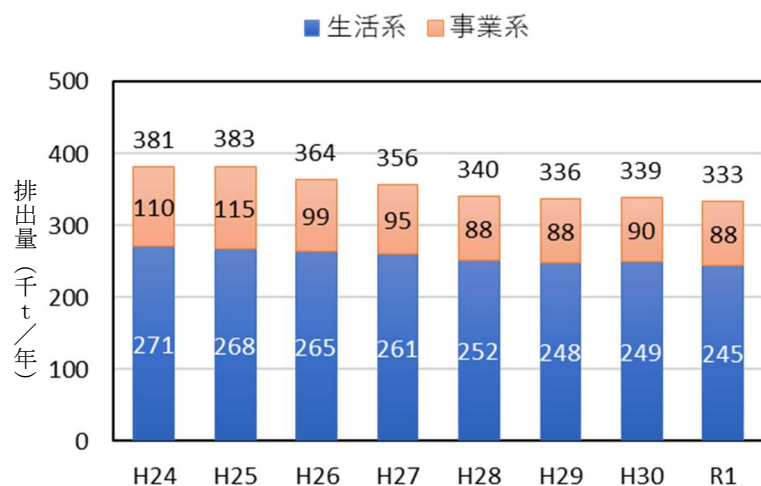


図 2-3-2 一般廃棄物（ごみ）排出量の推移

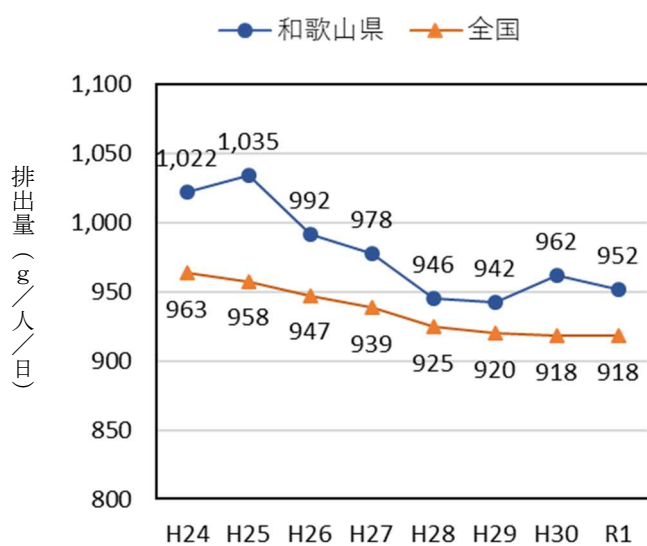


図 2-3-3 1人1日当たりの排出量の比較

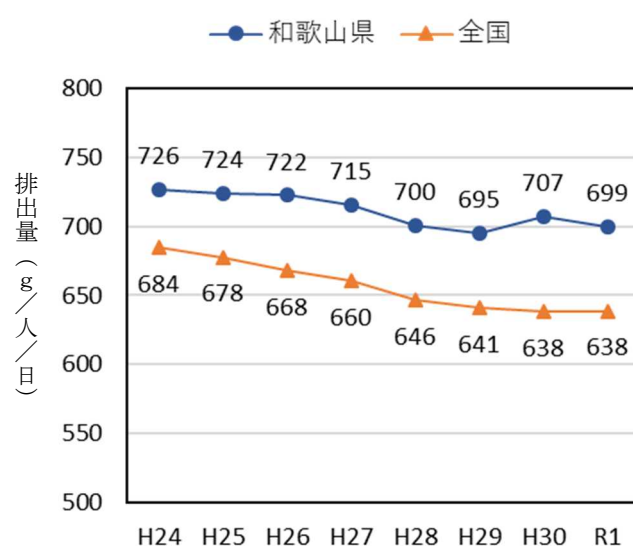


図 2-3-4 1人1日当たりの生活系排出量の比較

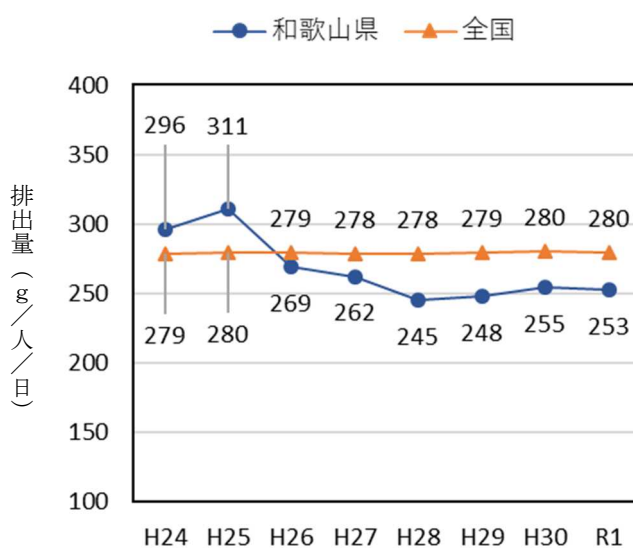


図 2-3-5 1人1日当たりの事業系排出量の比較

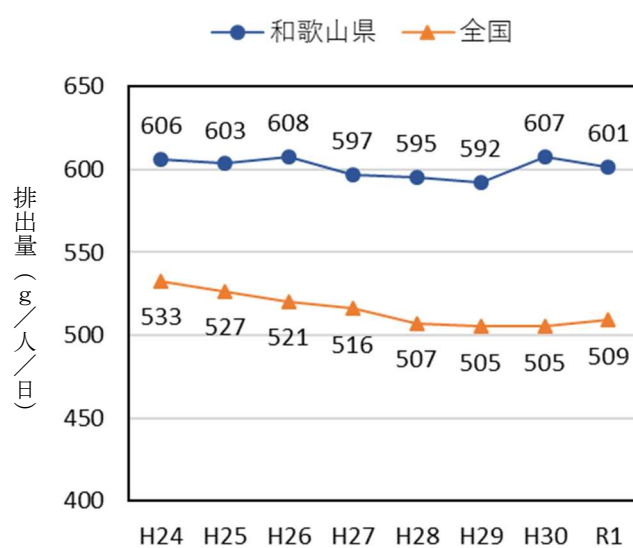


図 2-3-6 1人1日当たりの生活系排出量
(集団回収及び資源ごみを除く。)の比較

- ・市町村別の一般廃棄物（ごみ）排出量では、和歌山市が125千tで県全体の38%を占めています。
- ・市町村別の1人1日当たりのごみの排出量では、白浜町及び高野町が多く、観光業に伴うと思われる事業系ごみが多くなっています。一方、県内24市町村で生活系ごみが全国平均を上回っています。

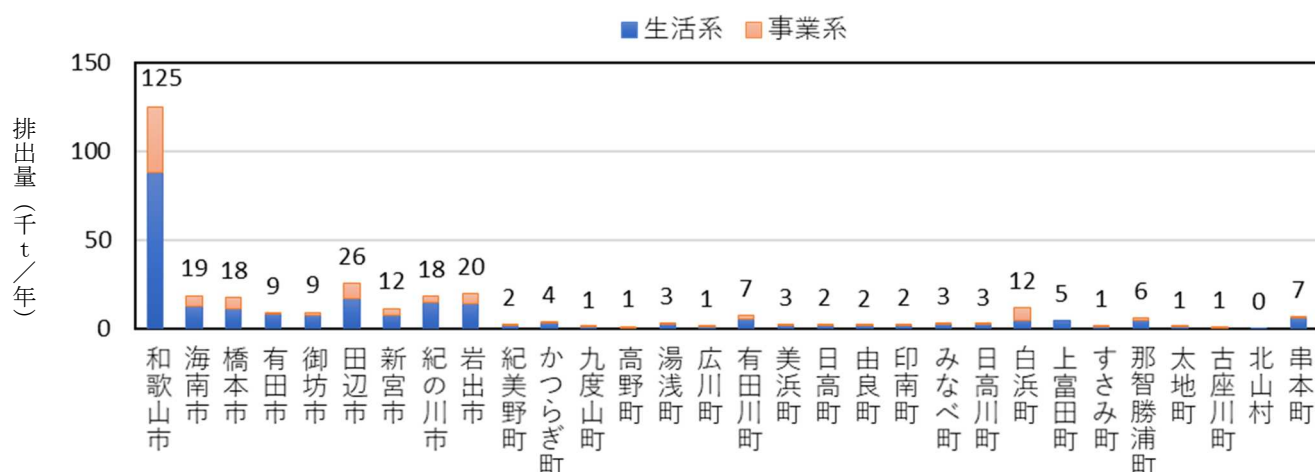


図 2-3-7 市町村別ごみ排出量(令和元年度実績)

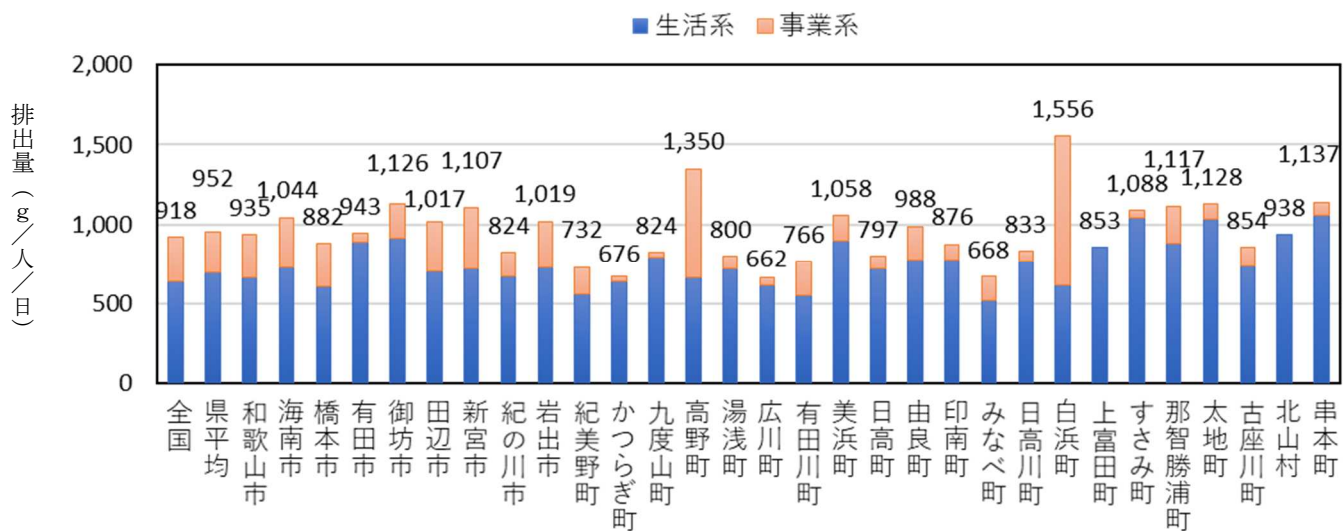
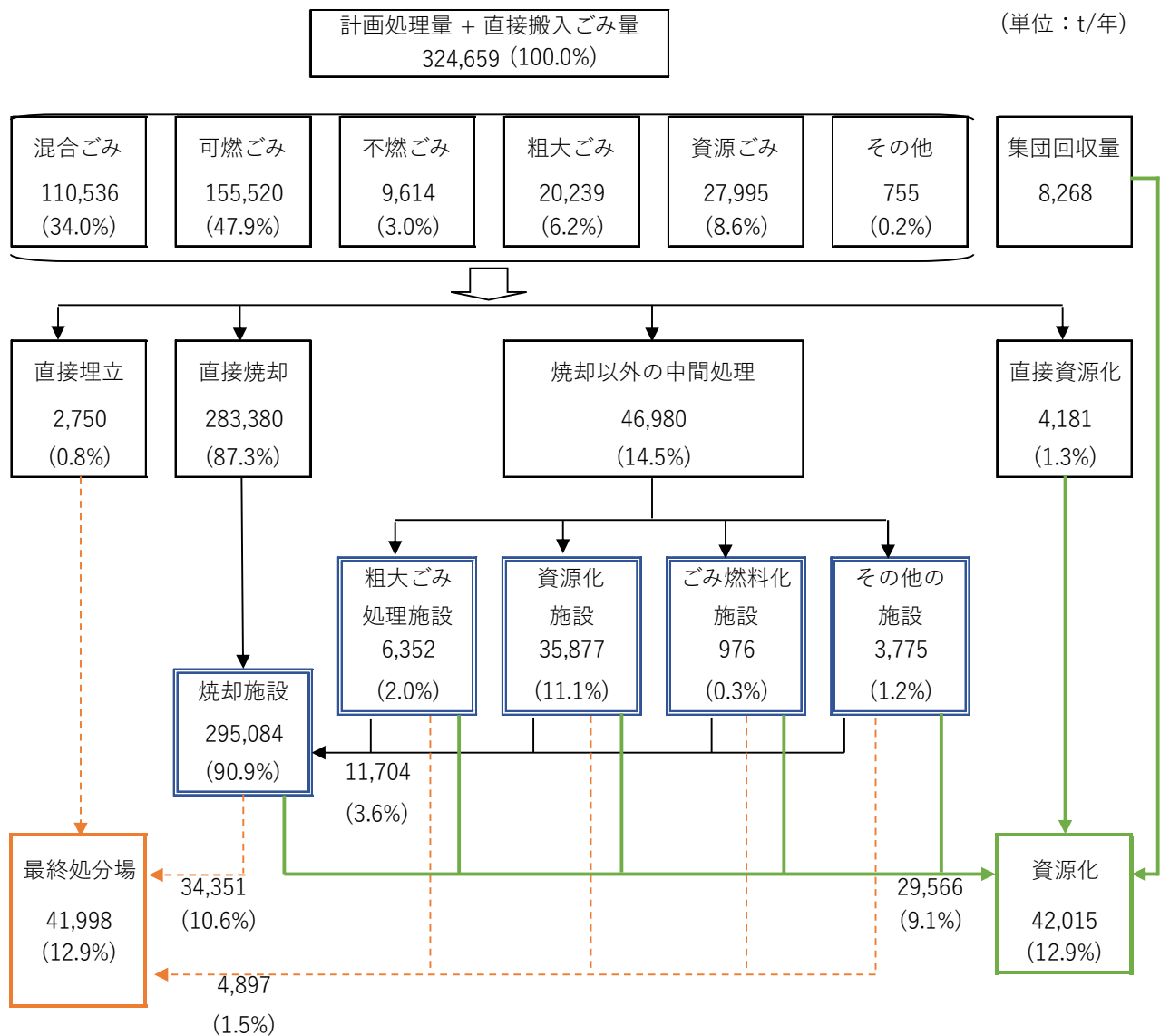


図 2-3-8 市町村別1人1日当たりのごみ排出量(令和元年度実績)

2-3-3 一般廃棄物（ごみ）の処理の状況

- ・収集及び直接搬入されたごみの内訳をみると、可燃ごみが48%、混合ごみが34%となっており、全国平均に比べ混合ごみの割合が高くなっています。
- ・市町村が処理した一般廃棄物（ごみ）のうち、84%が直接焼却されています。



注1) < >内は対（計画処理量+直接搬入ごみ量）比

2) ()内は対ごみ処理量比

3) 計画処理量、直接搬入ごみ量は令和元年度に収集等された量、ごみ処理量は令和元年度に施設で処理された量で両者の数値は一致しない。

4) 図中の数値は四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

図 2-3-9 一般廃棄物（ごみ）の中間処理の状況（令和元年度）

- ・令和元年度の一般廃棄物（ごみ）の再生利用量は 34 千 t、減量化量は 262 千 t、最終処分量は 42 千 t です。
- ・一般廃棄物（ごみ）の再生利用率は、令和元年度実績で 12.6%であり、全国平均 19.7%に比べ低く、さらに減少傾向にあります。
- ・資源化量の内訳をみると、紙類が多くなっています。全国平均に比べ、紙類、溶融スラグ、燃料化、灰のセメント原料化が少なくなっています。
- ・再生利用率の市町村別の比較では、太地町が最も高く 49.1%となっています。太地町ではごみの固形燃料化（RDF 化）を行っています。なお、太地町の RDF 化施設は令和 3 年 12 月末に廃止となりました。

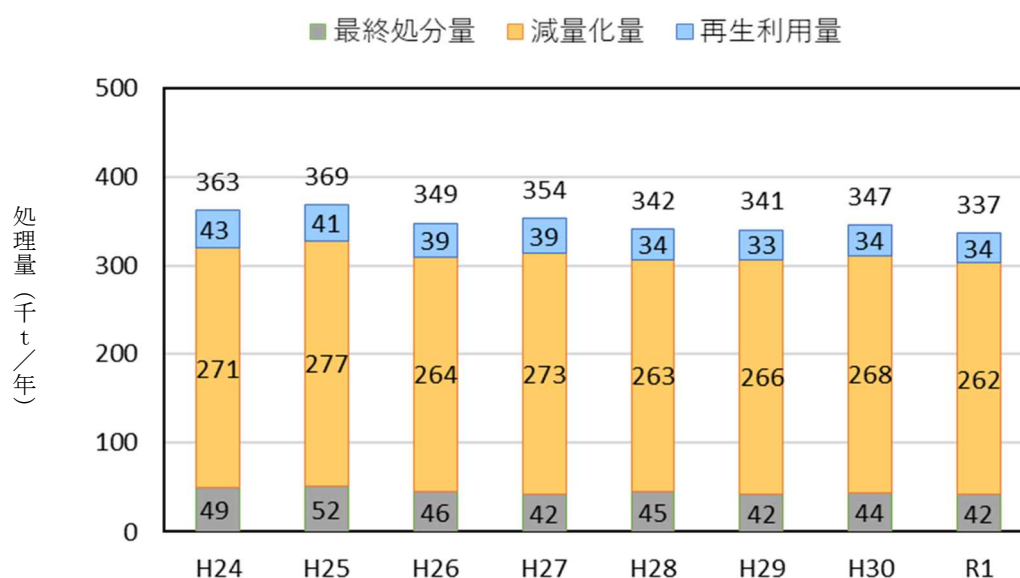


図 2-3-10 一般廃棄物（ごみ）の処理量

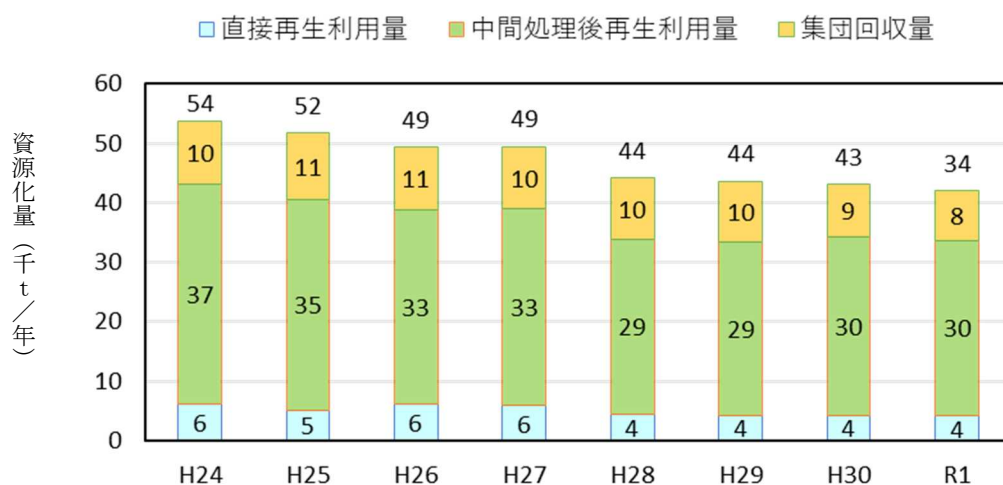


図 2-3-11 一般廃棄物（ごみ）の資源化量

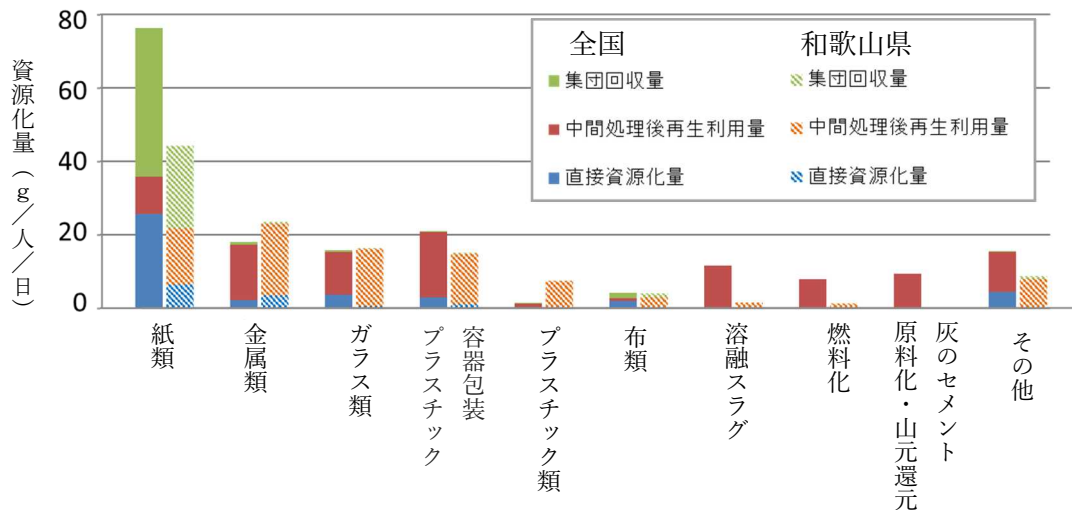


図 2-3-1 2 1人1日当たりの一般廃棄物（ごみ）資源化量の比較（令和元年度実績）

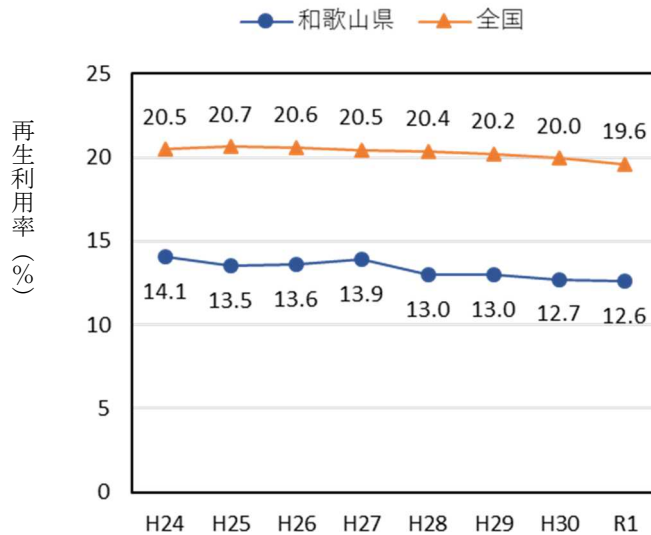


図 2-3-1 3 一般廃棄物（ごみ）の再生利用率

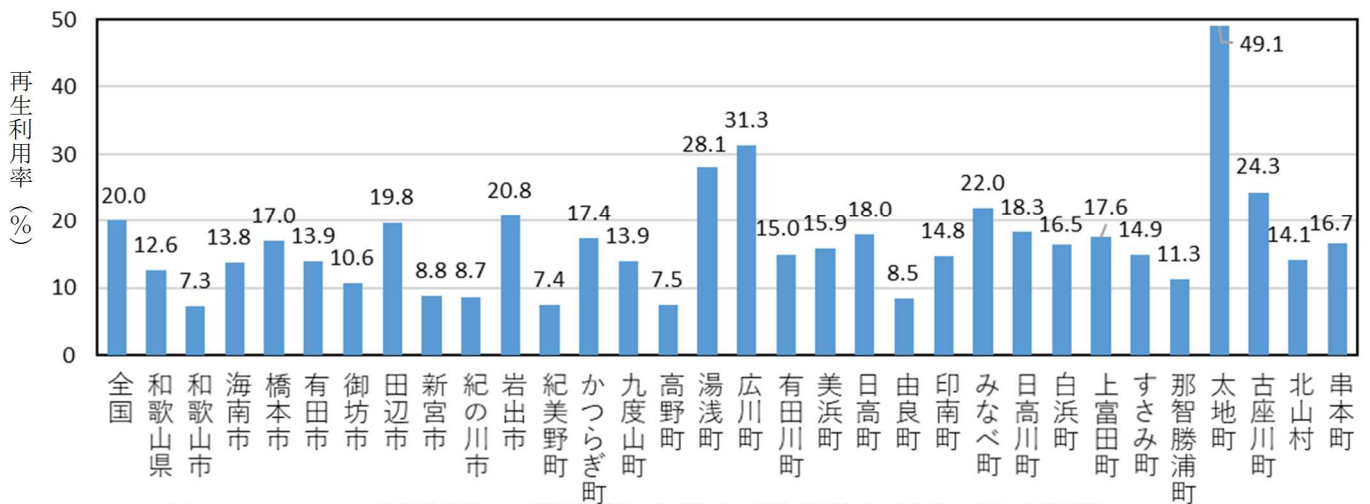


図 2-3-1 4 市町村別の一般廃棄物（ごみ）再生利用率（令和元年度実績）

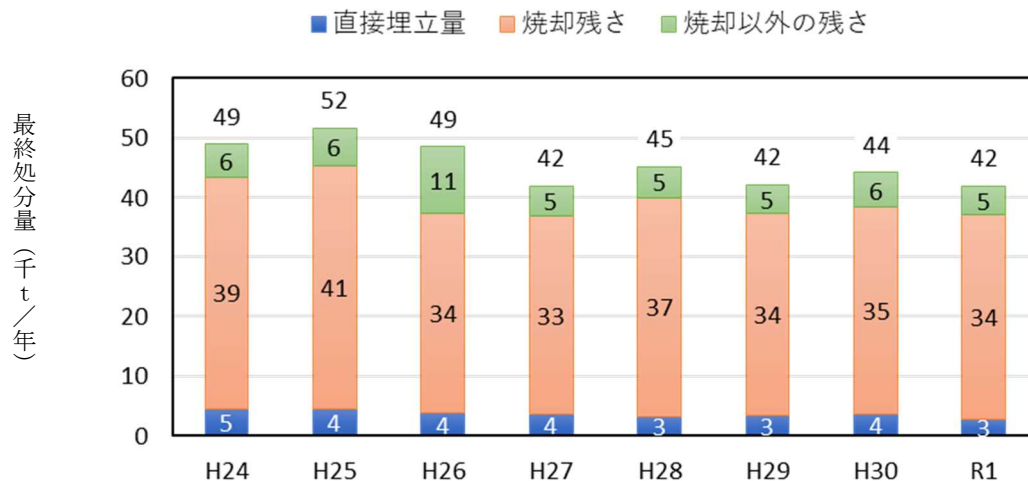


図 2-3-15 一般廃棄物（ごみ）の最終処分量

2-3-4 一般廃棄物処理施設の整備状況

- ・ごみ処理施設は、焼却施設が 14 施設、焼却以外の中間処理施設が 18 施設となっています。
- ・焼却施設は、14 施設のうち 6 施設で余熱利用されており、うち 4 施設では発電しています。
- ・最終処分場は 13 施設あり、残余容量は 310 千 m³ となっています（大阪湾フェニックス最終処分場を除く）。
- ・御坊圏域以北については、本県を含めた近畿 2 府 4 県 168 市町村が参画する大阪湾広域臨海環境整備センターが最終処分事業を行っており、平成 30 年 3 月に基本計画を変更し、埋立期間を令和 14 年度まで延伸しています。
- ・大阪湾フェニックス事業区域外のみなべ町以南の 11 市町村については、北山村を除く紀南地域の 10 市町で構成する紀南環境広域施設組合が最終処分場を整備し、令和 3 年 7 月に供用開始されています。また、北山村については奈良県の一部事務組合へ処理を委託しています。
- ・平成 16 年 7 月に策定された和歌山県ごみ処理広域化計画（第 2 次改訂版）の計画期間は平成 20 年度までとなっていますが、同計画の趣旨にのっとり施設整備を進めています。

表 2-3-1 ごみ焼却施設の整備状況（令和 2 年 3 月末時点）

		バッチ	准連続	全連続	合計
ストーカ式	施設数	3	1	5	9
	処理能力(t/日)	67	49	886	1,002
流動床式	施設数	0	2	3	5
	処理能力(t/日)	－	105	527	632
合計	施設数	3	3	8	14
	処理能力(t/日)	67	154	1,413	1,634

表 2-3-2 ごみ焼却施設の余熱利用状況（令和 2 年 3 月末時点）

余熱利用有り									余熱利用無し
		温水利用		蒸気利用		発電		その他	
		場内利用	場外利用	場内利用	場外利用	場内利用	場外利用		
施設数	6	4	1	2	0	4	3	0	8

注) 重複回答のため施設数の合計と一致しない。

表 2-3-3 焼却施設以外の中間処理施設数（令和 2 年 3 月末時点）

	固形燃料化施設	粗大ごみ処理施設	資源化等を行う施設	合計
施設数	2	3	13	18
処理能力(t/日)	11	106	178	295

表 2-3-4 一般廃棄物の最終処分場の整備状況（令和 2 年 3 月末時点）

地域	施設数	残余容量 (千 m^3) (a)	R1 年度最終処分量		残余年数 (a)/[(b)-(c)]
			(千 m^3 /年) (b)	うち大阪湾 フェニックスセン ター(千 m^3 /年) (c)	
大阪湾フェニックス 事業対象区域	7	264	38	34	72
その他の区域	6	46	6	-	8
県全体	13	310	44	34	31

注 1) 四捨五入のため内訳が合計に一致しない場合がある。

2) 比重を 0.8163t/ m^3 （環境省が残余年数算定の際に使用する数値）として算出した。

3) 残余容量に大阪湾フェニックスセンター最終処分場の残余容量は含まない。

4) 令和 2 年 3 月末時点のため、紀南広域廃棄物最終処分場⁵は含まない。

⁵ 紀南広域廃棄物最終処分場：紀南地域の 10 市町（田辺市・新宮市・みなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町・那智勝浦町・太地町・古座川町・串本町）のごみ処理施設等から発生する焼却残渣等を埋立処分する一般廃棄物最終処分場。10 市町及び北山村を含めた地域から発生する産業廃棄物もあわせて埋立処分する。埋立容量は 198 千 m^3 （うち、一般廃棄物 133 千 m^3 、産業廃棄物 7 千 m^3 ）

表 2-3-5 各ブロックのごみ焼却施設等の整備状況

ブロック名	市町村又は 一部事務組合	構成市町村	施設等整備計画			現状 (R3. 3) (t/日)
			H20 (t/日)	R1 (t/日)	将来 (t/日)	
和歌山	和歌山市	－	400	400	400	400
		－	320	320	320 注	320
海南・海 草・那賀	紀の海広域施設組合	海南市	150	135	195	135
		－	30			
		紀の川市	15			
			20			
			20			
	紀美野町	－				
岩出市	－	60	60	－	60	
橋本広域	橋本周辺広域 市町村圏組合	橋本市	90	90	101	101
		かつらぎ町	30	30		
		九度山町	－	－		
		高野町	15	15		
有田広域	有田周辺広域圏 事務組合	有田市	100	100	65	100
		有田川町				－
	有田衛生施設事務組合	湯浅町	－	－		－
	広川町					
御坊広域	御坊周辺広域 市町村圏組合	御坊市	98	98	98	147
		美浜町				
		日高町				
		由良町				
		日高川町				
	印南町					
田辺広域	田辺市	－	100	150	150	150
	みなべ町	－	20			
	白浜町	－	55	55		55
		12				
	すさみ町	－	15	15		15
	上大中清掃施設組合	上富田町	22	22		22
田辺市(一部)						
新宮広域	新宮市	－	49	49	－	49
	串本町古座川町 衛生施設事務組合	串本町	30	30		30
		古座川町				
	那智勝浦町	－	50	50		50
	太地町	－	6	6		6
北山村	－	－	－	－	－	
県全体の処理能力			1, 707	1, 625	－	1, 640

注) 和歌山市のごみ焼却炉(青岸クリーンセンター・処理能力 320t/日)は令和4年3月時点で休止中

2-3-5 一般廃棄物（ごみ）の広域移動状況

- ・令和元年度、中間処理された一般廃棄物（ごみ）330千tのうち、6千tが県外で中間処理されています。県内での中間処理量は325千tであり、県内中間処理の割合は98%です。
- ・最終処分された一般廃棄物（ごみ）42千tのうち、28千tが大阪湾フェニックスセンターで、6千tが県外の民間事業者で最終処分されています。県内での最終処分量は8千tであり、県内最終処分の割合は19%です。

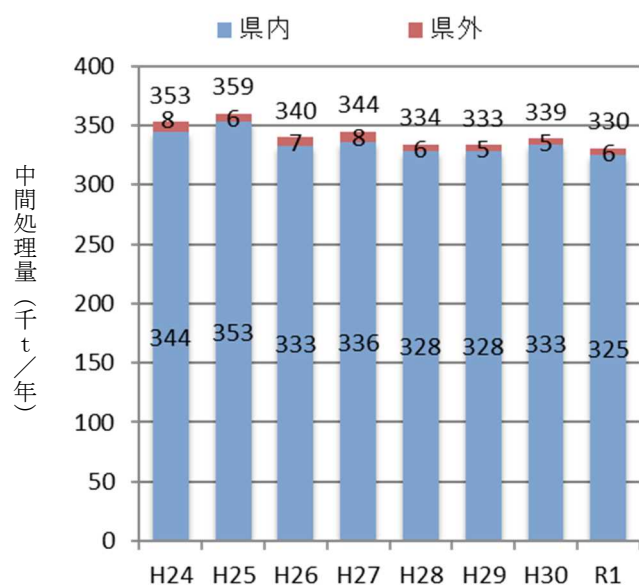


図 2-3-1 6 県内外での中間処理量

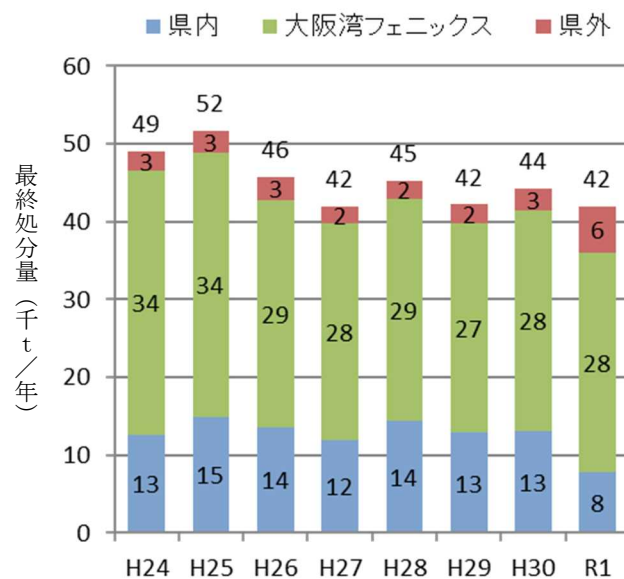


図 2-3-1 7 県内外での最終処分量

2-3-6 し尿処理の状況

- ・し尿（汲み取りし尿及び浄化槽汚泥）の処理量は減少傾向であり、令和元年度は 504 千 kL となっています。
- ・水洗化率⁶は、令和元年度で 82.6%であり、全国平均 95.4%と比較して低い状況です。
- ・汚水処理人口普及率⁷は、令和 2 年度で 67.6%であり、全国平均 92.1%と比較すると低い状況です。

表 2-3-6 し尿処理状況

(単位：千 kL)

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
計画処理量	し尿処理量	520.1	518.7	513.9	513.1	510.2	509.8	505.5	503.2
	汲み取りし尿	168.1	155.8	149.4	146.0	138.7	133.4	129.7	131.2
	浄化槽汚泥	351.9	362.9	364.5	367.1	371.5	376.4	375.8	372.0
	下水道投入	0.4	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	汲み取りし尿	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	浄化槽汚泥	0.3	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	小 計	520.4	518.7	514.2	513.1	510.2	509.8	505.5	503.2
	汲み取りし尿	168.2	155.8	149.5	146.0	138.7	133.4	129.7	131.2
	浄化槽汚泥	352.2	362.9	364.8	367.1	371.5	376.4	375.8	372.0
自家処理量		0.9	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.6	0.6
	汲み取りし尿	0.9	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.6	0.6
	浄化槽汚泥	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
し尿処理量合計		521.4	519.0	514.5	513.4	510.4	510.1	506.1	503.8
	汲み取りし尿	169.2	156.1	149.8	146.3	138.9	133.7	130.3	131.9
	浄化槽汚泥	352.2	362.9	364.8	367.1	371.5	376.4	375.8	372.0

※四捨五入のため内訳が合計に一致しない場合がある。

⁶ 水洗化率：水洗便所を利用している人口を総人口で除して算定した割合。「水洗」とは直接公共下水道に流す方式や自家浄化槽等で処理するものをいう。また、団地等で、共同の浄化槽により汚水処理をしている場合を含む。

⁷ 汚水処理人口普及率：下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた値を、総人口で除して算定した、汚水処理施設の普及状況の指標

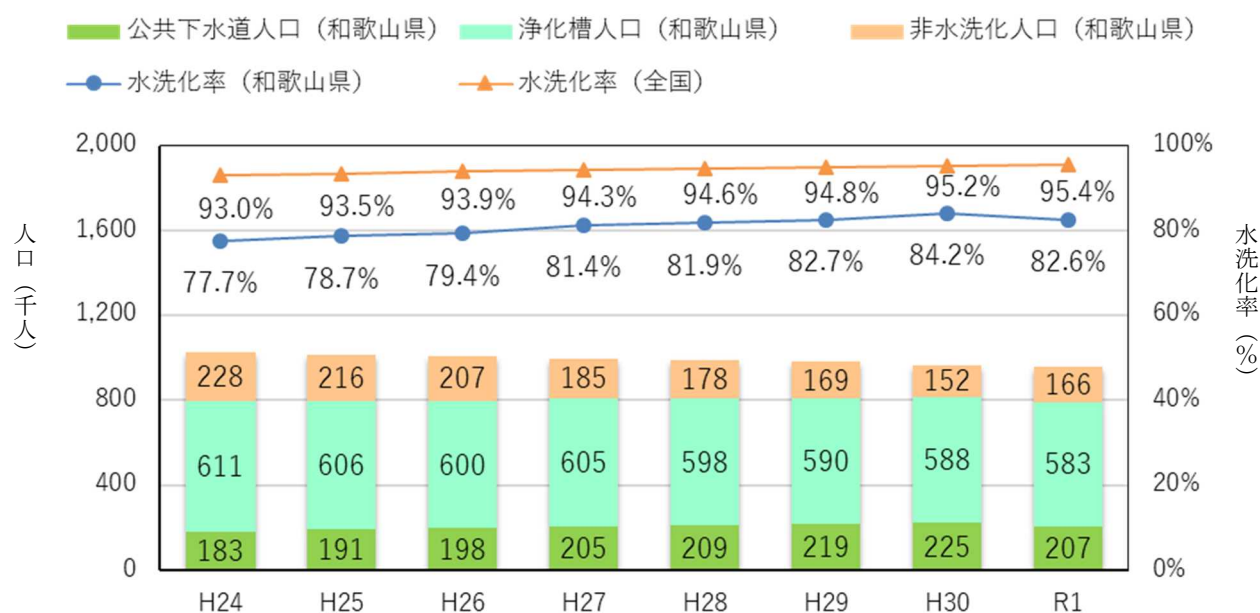


図 2-3-18 水洗化状況の推移

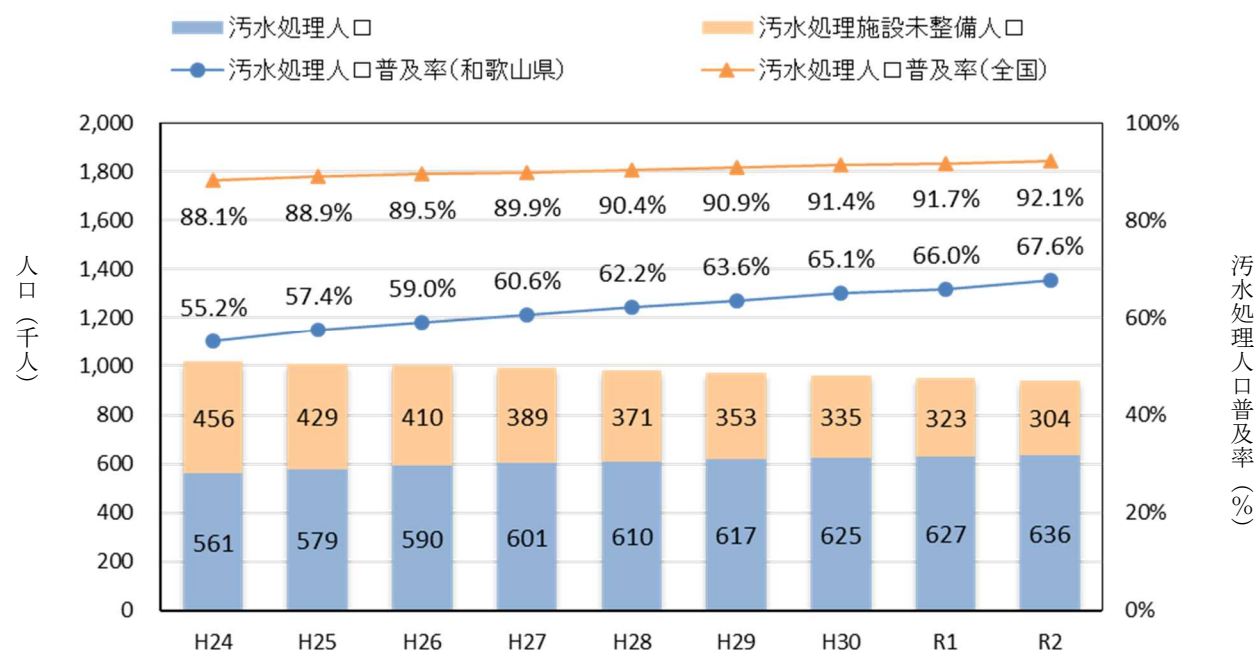


図 2-3-19 汚水処理人口普及状況の推移

2-4 産業廃棄物の現状

2-4-1 産業廃棄物の排出・処理の概況

- ・本県の産業廃棄物排出量は、令和元年度実績で3,490千tであり、このうち、1,157千tが減量化、2,181千tが再生利用、152千tが最終処分されています。
- ・第4次計画の基準年である平成24年度に比べ、排出量、再生利用率、最終処分量が減少しています。排出量に対する再生利用や最終処分の割合は平成24年度と同程度となっています。

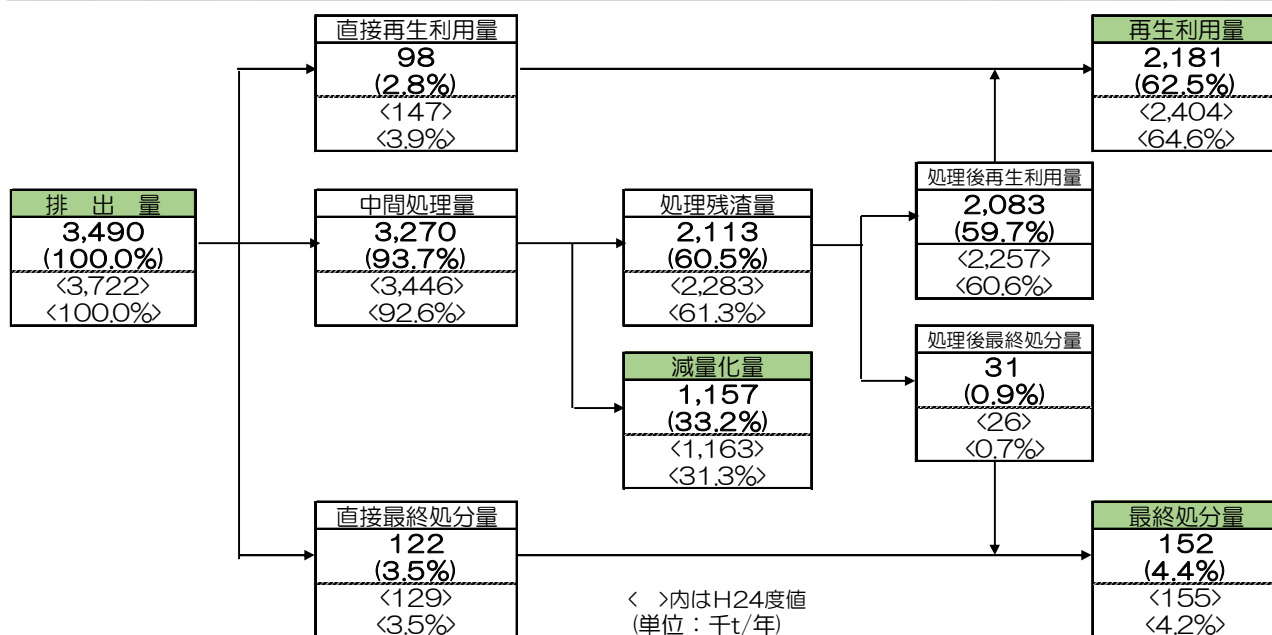


図 2-4-1 産業廃棄物の排出・処理状況（令和元年度）

2-4-2 産業廃棄物の排出の状況

- ・令和元年度の産業廃棄物排出量は3,490千tであり、このうち鋳さいが981千t、ばいじんが841千t、がれき類が711千tとなっています。
- ・業種別にみると、製造業から2,162千t、建設業から879千tとなっており、この2業種で本県の産業廃棄物排出量の約87%を占めています。

■ 鉱さい ■ ばいじん ■ がれき類 ■ 汚泥 ■ その他

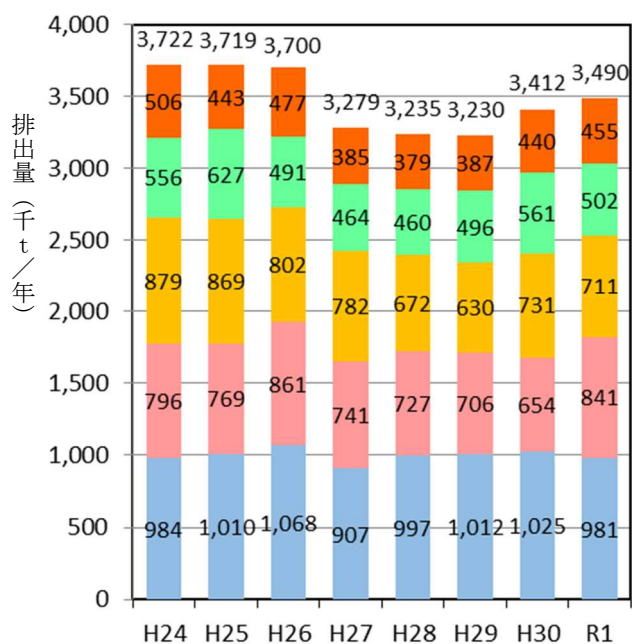


図 2-4-2 産業廃棄物の種類別排出量

■ 製造業 ■ 建設業 ■ 電気・水道業 ■ その他

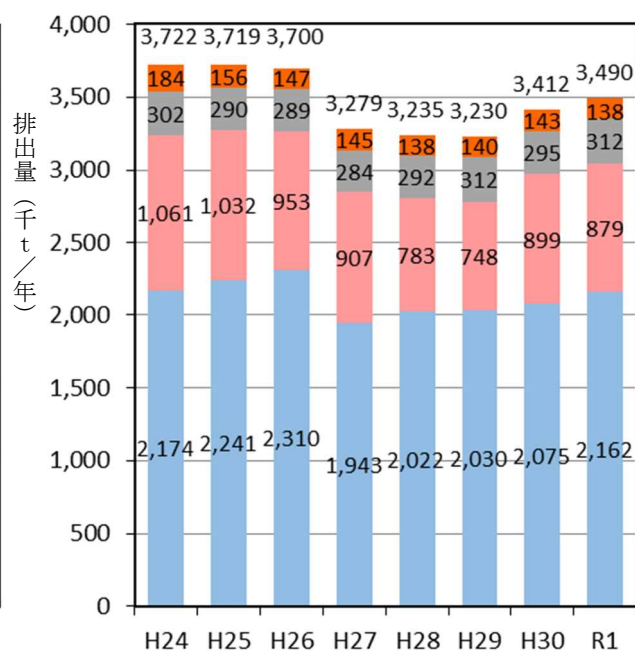


図 2-4-3 産業廃棄物の業種別排出量

2-4-3 産業廃棄物の処理の状況

- ・令和元年度の産業廃棄物の再生利用量は 2,181 千 t、減量化量は 1,157 千 t、最終処分量は 152 千 t となっています。
- ・種類別の処理率では、動物のふん尿、がれき類、木くず、金属くず、鉱さい、ガラス陶磁器くずで再生利用率が高く、廃酸、廃アルカリ、汚泥、ばいじんでは減量化率が高くなっています。
- ・業種別の処理率では、本県で排出量の多い製造業では 57% が再生利用され、39% が減量化されています。また、建設業では 94% が再生利用されています。
- ・再生利用量、最終処分量ともに、種類別では鉱さい、がれき類の割合が高く、業種別では製造業、建設業の割合が高くなっています。

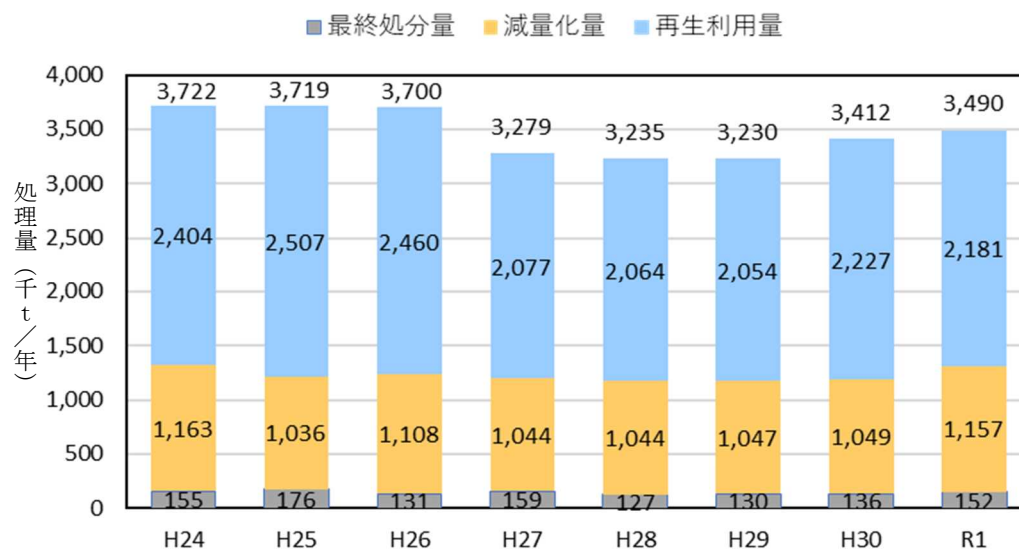


図 2-4-4 産業廃棄物の処理量の推移

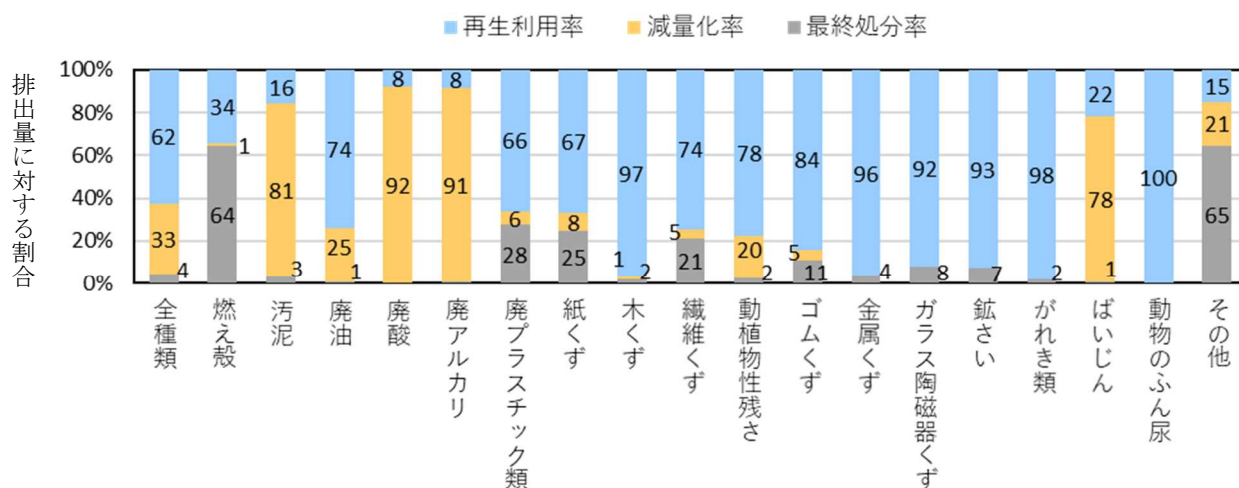


図 2-4-5 産業廃棄物の種類別処理率（令和元年度）

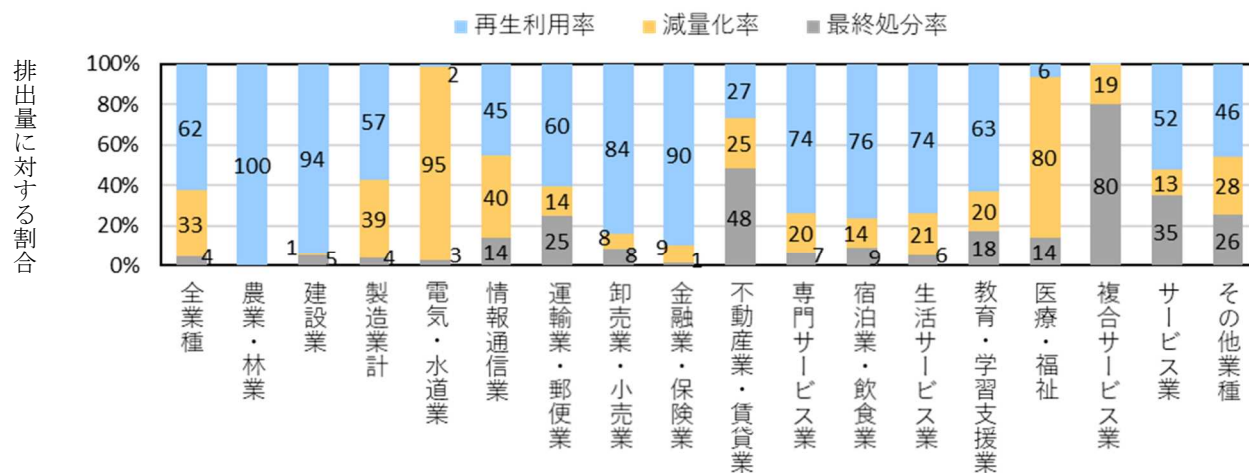


図 2-4-6 産業廃棄物の業種別処理率（令和元年度）

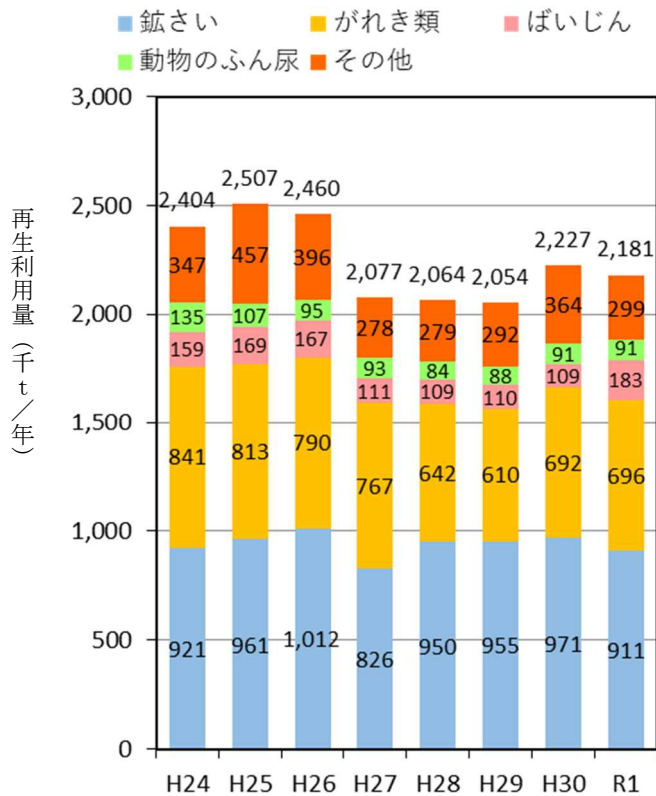


図 2-4-7 産業廃棄物の種類別再生利用量

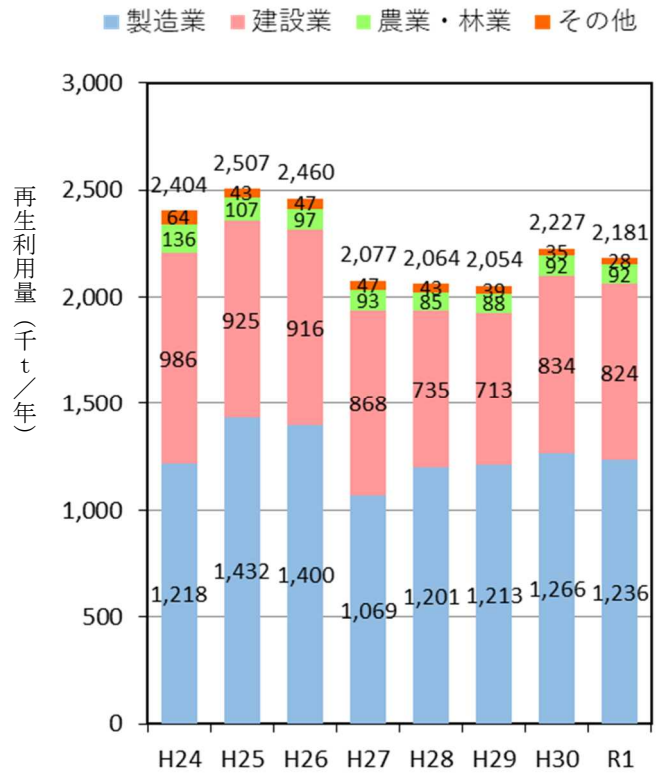


図 2-4-8 産業廃棄物の業種別再生利用量

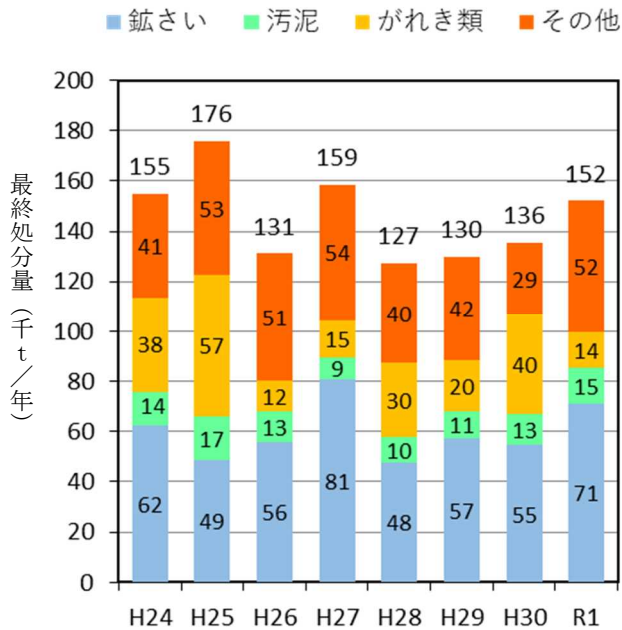


図 2-4-9 産業廃棄物の種類別最終処分量

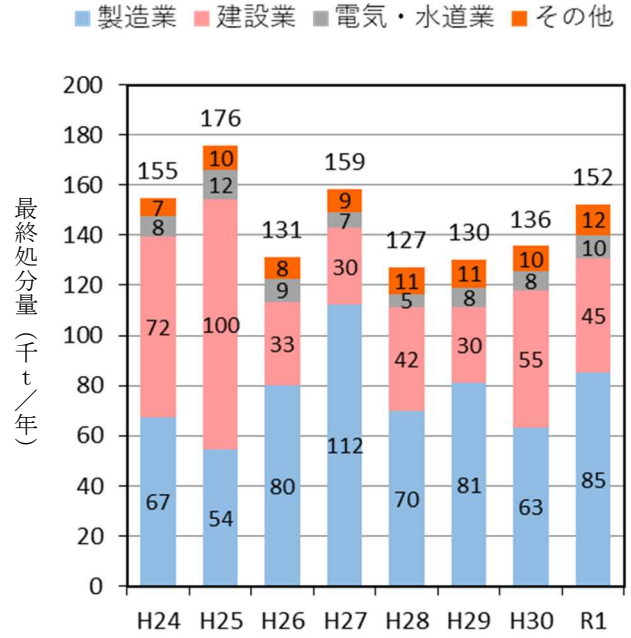


図 2-4-10 産業廃棄物の業種別最終処分量

2-4-4 産業廃棄物処理施設の整備状況

- ・産業廃棄物処理施設の設置許可件数は209件であり、事業者が設置する施設に係る許可が39件、処理業者が設置する施設に係る許可が170件となっています。
- ・産業廃棄物最終処分場は安定型が4施設、管理型が1施設であり、残余容量は安定型が1,087千m³、管理型が535千m³となっています。

表 2-4-1 産業廃棄物処理施設設置許可状況（令和2年度末時点）

処理施設 許可件数	和歌山県			和歌山市			合 計
	事	処	計	事	処	計	
汚泥の脱水施設	－	4	4	18	－	18	22
汚泥の乾燥施設	－	1	1	10	3	13	14
汚泥の焼却施設	－	－	－	1	6	7	7
廃油の油水分離施設	－	1	1	－	1	1	2
廃油の焼却施設	－	－	－	－	6	6	6
廃酸・廃アルカリの中和施設	－	2	2	1	1	2	4
廃プラスチック類の破碎施設	－	7	7	1	13	14	21
木くず・がれき類の破碎施設	7	83	90	－	21	21	111
廃プラスチック類の焼却施設	－	－	－	－	7	7	7
その他の焼却施設	1	2	3	－	7	7	10
コンクリート固形化施設	－	－	－	－	－	－	－
水銀ばい焼施設	－	－	－	－	－	－	－
廃水銀等の硫化施設	－	－	－	－	－	－	－
シアン分解施設	－	－	－	－	－	－	－
石綿熔融施設	－	－	－	－	－	－	－
PCB 処理施設	－	－	－	－	－	－	－
遮断型最終処分場	－	－	－	－	－	－	－
安定型最終処分場	－	4	4	－	－	－	4
管理型最終処分場	－	1	1	－	－	－	1
合 計	8	105	113	31	65	96	209

注1) 表中「事」とは事業者が設置するものを、「処」とは処理業者が設置するものを示す。終了した最終処分場を除く。

- 2) 御坊圏域以北の19市町で発生した産業廃棄物については、大阪湾広域臨海環境整備センターが最終処分事業を行なっている。
- 3) みなべ町以南の11市町村で発生した産業廃棄物については、紀南環境広域施設組合が最終処分事業を行なっている（令和3年7月供用開始）。
- 4) 大阪湾広域臨海環境整備センター及び紀南環境広域施設組合の最終処分場は表2-4-1及び表2-4-2の数に含まない。

表 2-4-2 産業廃棄物最終処分場の残余容量と施設数（令和2年度末時点）

	和歌山県許可分			和歌山市許可分		
	施設数	許可容量(千m ³)	残余容量(千m ³)	施設数	許可容量(千m ³)	残余容量(千m ³)
安定型 ⁸	4	1,909	1,087	-	-	-
管理型 ⁹	1	1,375	535	-	-	-
遮断型 ¹⁰	-	-	-	-	-	-
合計	5	3,285	1,622	0	0	0

注1) 埋立が終了した最終処分場は除く。

2) 四捨五入しているため、内訳が合計に一致しない場合がある。

2-4-5 産業廃棄物の広域移動状況

- ・令和元年度、中間処理された産業廃棄物 3,308 千 t のうち、103 千 t が県外で中間処理されています。
県内での中間処理量は 3,205 千 t であり、県内中間処理の割合は 97%です。
- ・最終処分された産業廃棄物 152 千 t のうち、108 千 t が大阪湾フェニックスセンターで、11 千 t が県外の民間事業者で最終処分されています。
県内での最終処分量は 33 千 t であり、県内最終処分の割合は 22%です。

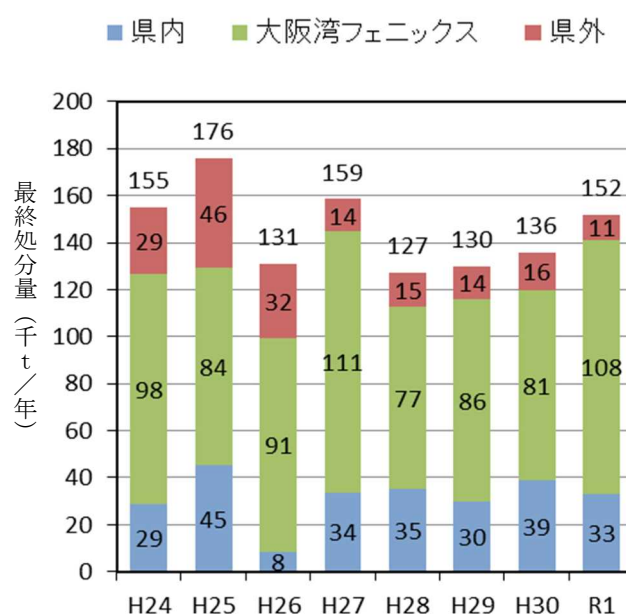
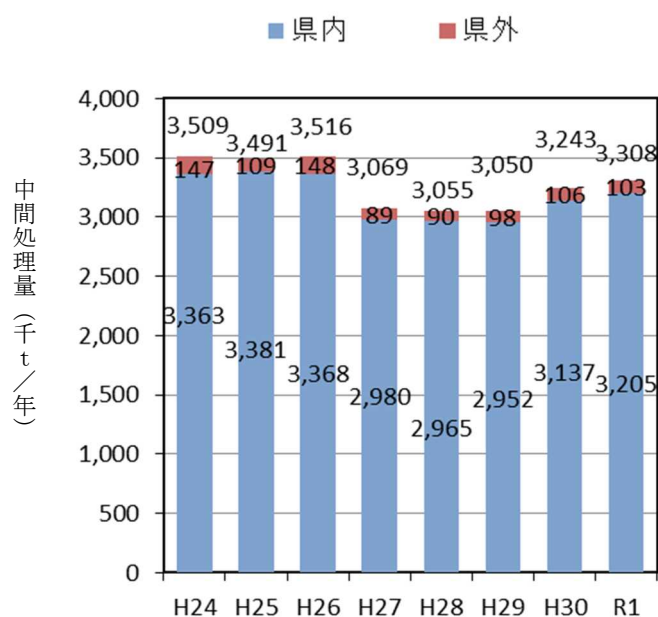


図 2-4-1 1 産業廃棄物の中間処理の状況 図 2-4-1 2 産業廃棄物の最終処分の状況

⁸ 安定型最終処分場：性質が安定しており、生活環境上の支障を及ぼす恐れが少ない安定型産業廃棄物（ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類、金属くず、廃プラスチック類、ゴムくず）を処分する最終処分場。遮水構造を有していない。

⁹ 管理型最終処分場：浸出水によって公共用水域等を汚染する可能性のある産業廃棄物（燃え殻、汚泥、木くず、鉱さい、ばいじん等）を処分する最終処分場。遮水構造、浸出水処理施設を有している。一般廃棄物の最終処分場も同じ構造

¹⁰ 遮断型最終処分場：鉛や水銀等の有害物質を含む特定有害産業廃棄物の処分をする最終処分場。周辺をコンクリートで仕切る等、廃棄物を周辺から隔離する構造となっている。

2-5 特別管理産業廃棄物の状況

- ・令和元年度の特別管理産業廃棄物の排出量は、65 千 t となっています。
- ・排出量の内訳は廃酸が 33 千 t で最も多く、次いで廃アルカリが 14 千 t、感染性廃棄物が 7 千 t です。
- ・特別管理産業廃棄物の処理率は、減量化率が 80.5%、再生利用率が 17.3%、最終処分率が 2.2%です。
- ・特別管理産業廃棄物は、約 3 割が県外で中間処理されています。
- ・ポリ塩化ビフェニル¹¹廃棄物（以下、「PCB 廃棄物¹²」という。）は、令和 2 年 3 月末現在、県内 509 事業所で保管されています。

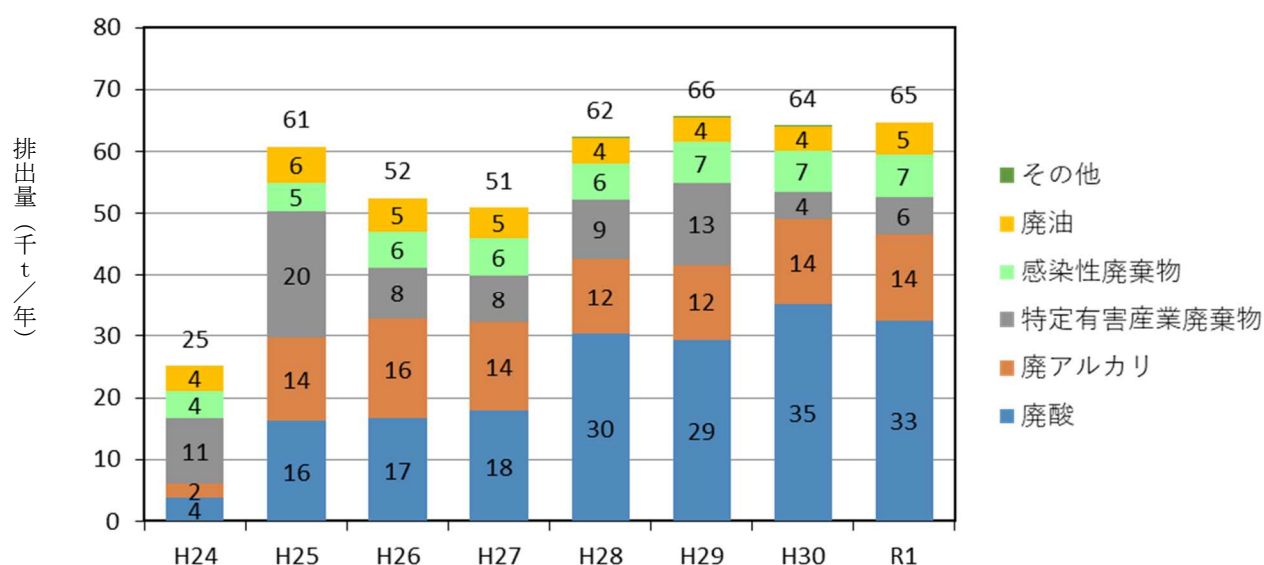


図 2-5-1 特別管理産業廃棄物の排出状況

¹¹ ポリ塩化ビフェニル(PCB)：人工的に作られた、主に油状の化学物質。PCB の特徴として、水に溶けにくく、沸点が高い、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油、熱交換器の熱媒体、ノンカーボン紙など様々な用途で利用されていたが、現在は製造・輸入ともに禁止されている

¹² PCB 廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める廃 PCB 等（廃 PCB、廃 PCB を含む廃油）、PCB 汚染物（PCB を使用しているトランス類・コンデンサ類、安定器等）、PCB 処理物のこと。

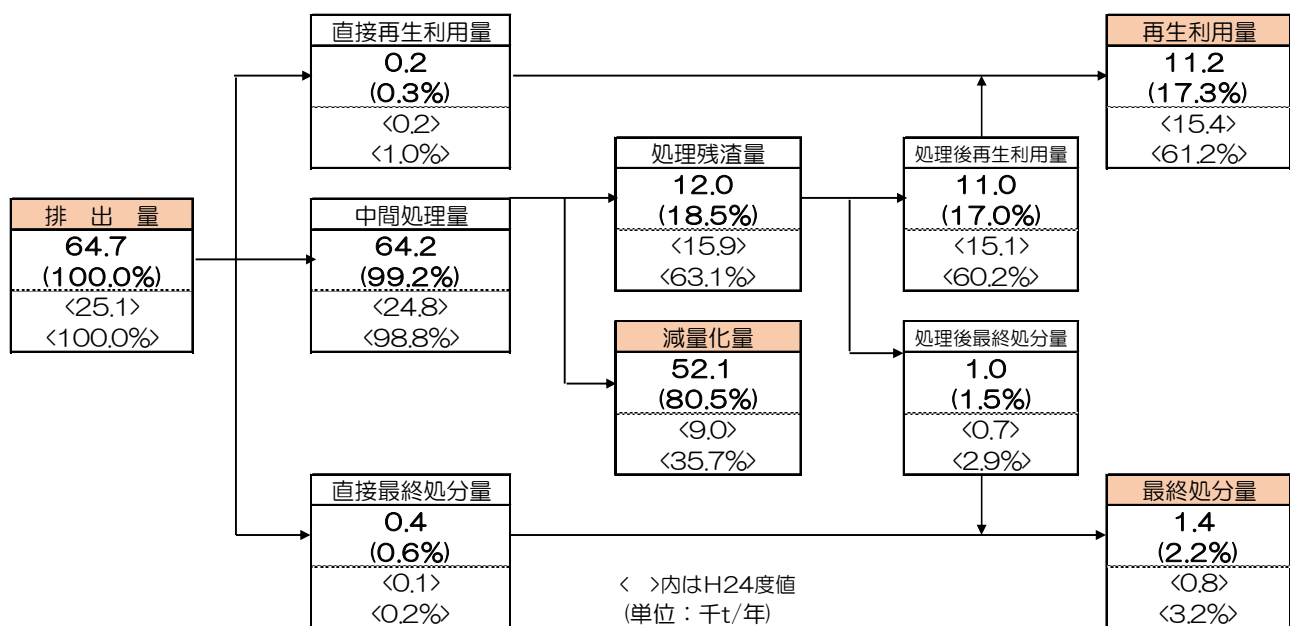


図 2-5-2 特別管理産業廃棄物の処理状況（令和元年度）

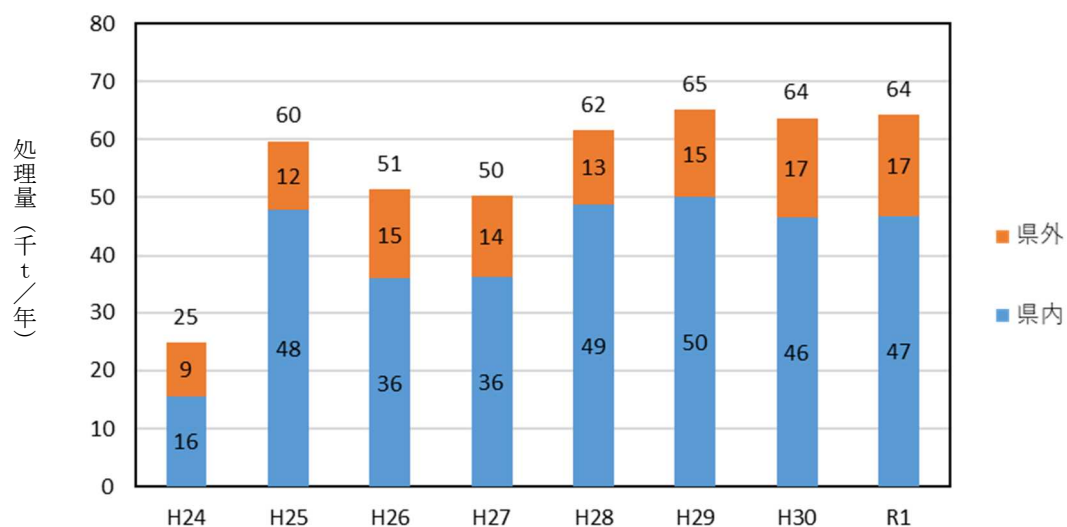


図 2-5-3 特別管理産業廃棄物の中間処理状況

表 2-5-1 PCB 廃棄物保管等届出書事業場数

	和歌山県所管分	和歌山市所管分	合計
平成 27 年 3 月末	290	249	539
令和 2 年 3 月末	305	204	509

注) 処理等により現在は PCB を保管していない事業場を除く。

2-6 廃棄物の不法投棄等の状況

- ・小規模不法投棄（10t 未満）件数は、近年 300 件台から 400 件台で推移しており、依然として撲滅には至っていません。また、その内訳は、一般廃棄物（ごみ）が約 9 割を占めています。
- ・県内の産業廃棄物大規模不法投棄（10 t 以上）件数は、平成 25 年度に 4 件、平成 26、27、30 年度に各 1 件となっています。
- ・場所別では、道路沿いが約 7 割を占めています。

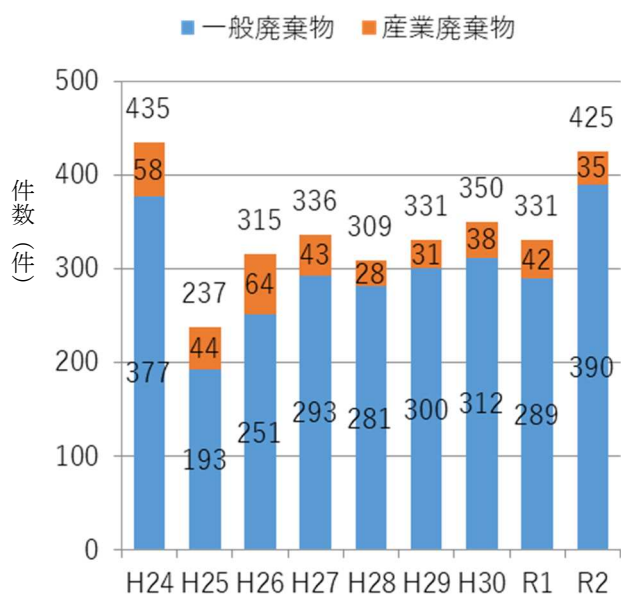


図 2-6-1 不法投棄発生件数（10t 未満）

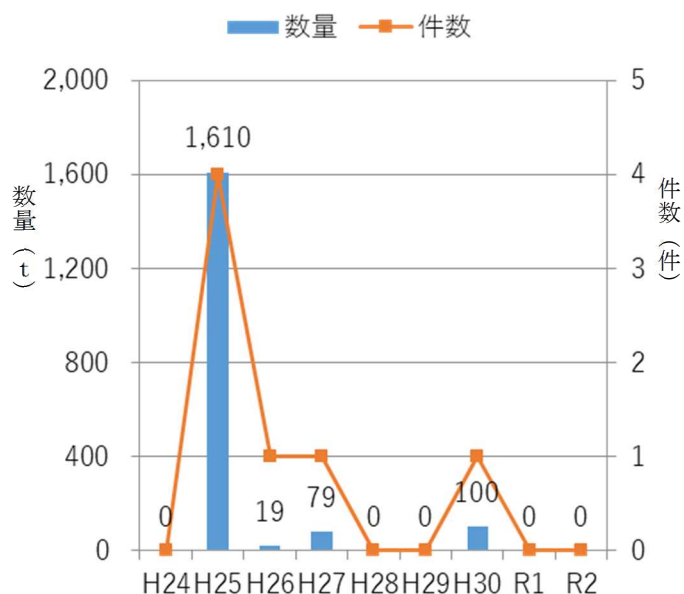


図 2-6-2 不法投棄発生件数（10t 以上）

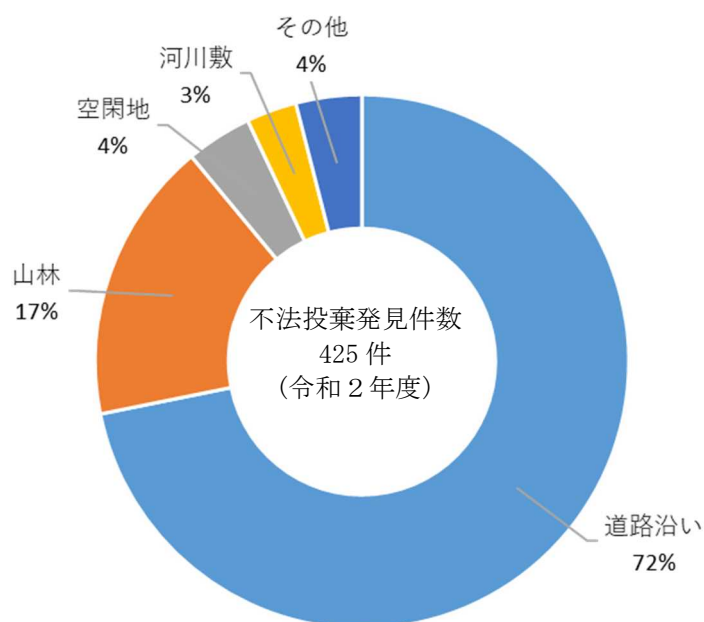


図 2-6-3 場所別の不法投棄発見件数の割合（令和 2 年度）

2-7 災害廃棄物対策の状況

- ・ 県は、大規模災害時等に被災市町村における適正かつ迅速な災害廃棄物の処理を円滑に進めるため、平成 26 年 6 月には廃棄物処理に精通した職員を和歌山県災害廃棄物処理支援要員¹³に任命し速やかに被災地へ派遣する制度を設けています。
- ・ 県は、平成 27 年 7 月には和歌山県災害廃棄物処理計画を策定しています。
- ・ 県は、災害時の広域的な災害廃棄物処理体制やし尿処理体制の確立及び必要な人材・資機材の確保等のため、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会¹⁴、一般社団法人和歌山県清掃連合会¹⁵、一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会¹⁶と、災害時の協力協定を締結しています。
- ・ 和歌山県災害廃棄物処理支援要員、市町村担当者及び関係団体とともに、平成 30 年度から災害廃棄物処理図上演習を、令和元年度から災害廃棄物処理担当者勉強会を行い、災害廃棄物処理に係る職員のスキルアップを図っています。
- ・ 平成 27 年 1 月に設立された「大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会」により、県域を越えた広域の災害廃棄物対策を推進しています。
- ・ 住民向け災害廃棄物処理に係る理解の醸成のため、国のモデル事業を活用してボランティア向け研修会及び片付けごみ搬出模擬訓練を実施しています。
- ・ 令和 4 年 3 月には、県内全 30 市町村が単独の災害廃棄物処理計画（一般廃棄物処理基本計画等に記載しているものを含む）を策定済みとなりました。

¹³ 災害廃棄物処理支援要員：支援要員の業務内容は、災害廃棄物収集・処理体制の確立支援、災害廃棄物発生状況の情報収集、廃棄物処理施設被災状況の情報収集及び災害廃棄物仮置場・集積場の設置及び運営支援等である

¹⁴ 一般社団法人和歌山県産業資源循環協会：県内の産業廃棄物処理業者の資質の向上、廃棄物の適正処理の推進を目的として和歌山県内の産業廃棄物処理業者等により設立された社団法人

¹⁵ 一般社団法人和歌山県清掃連合会：一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業等の指導育成及び資質の向上に関する事業を行い、県民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として和歌山県内の清掃業者等により設立された社団法人

¹⁶ 一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会：一般廃棄物の適正な処理の推進や、環境に関する知識の高揚や調査研究、指導助成等を行い、一般廃棄物事業の環境改善、発展を図り、和歌山県の公衆衛生の向上及び環境保全に寄与することを目的として和歌山県内の一般廃棄物処理業者等により設立された社団法人

第3章 循環型社会の実現に向けて

3-1 基本的な方針

循環型社会の推進

～ 廃棄物の発生を抑えつつ、できる限り循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を行い、
環境負荷の少ない徹底した資源循環の促進 ～

私たちのライフスタイルの変化に対応し、ものの製造から廃棄までを通して環境負荷の低減に配慮しつつ、できる限り循環的な利用を行うことで天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減された「循環型社会」を推進します。

循環的な利用においては、廃棄物の排出抑制、再使用を進め、再生利用及び熱回収（サーマルリサイクル）を含めたエネルギーとしての有効利用を推進します。

また、不法投棄・不適正処理やごみの散乱等による環境中への廃棄物の流出を防止し、適正な処理を確保します。

災害により生じた廃棄物については、適正な処理を確保しつつ、可能な限り分別、再生利用等を図り、生活環境に支障を生じさせないよう円滑かつ迅速な処理を確保します。

3-2 循環型社会の実現のために本県が取り組むべき課題

3-2-1 課題1 一般廃棄物（ごみ）の排出量の多さと再生利用率の低さ

- ・近年、国民のライフスタイルの多様化やITの普及とともに、シェアやリース、SNS等による個人間取引など、物の所有への価値観に変化が見られます。
- ・また、プラスチック製買物袋（以下、「レジ袋」という。）の有料化などを契機として、プラスチックごみ問題への関心が高まっています。
- ・一方、本県の一般廃棄物（ごみ）の排出量は、減少傾向にあるものの全国平均を上回っています。特に、生活系ごみの排出量が全国平均と比較して多い状況です。
- ・一般廃棄物（ごみ）の再生利用率は、全国平均に比べ依然として低い状況にあり、さらに低下傾向が見られます。
- ・これらのことから、一般廃棄物（ごみ）についてはさらなる3Rの推進が必要です。特に、優先順位の高い2R（リデュース・リユース）の取組を進める必要があります。
- ・また、製品の設計、原料調達、生産、流通、消費、廃棄等の各場面において、県民、事業者、民間団体などあらゆる主体が環境負荷の少ない資源循環を意識した行動をとることが必要であり、各主体の課題やニーズを互いに共有し、製品のライフサイクル全体を通じた資源循環の最適化を図っていくことが必要です。

3-2-2 課題2 食品ロス

- ・食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のことです。家庭から出る食べ残し、過剰除去¹⁷、直接廃棄¹⁸、食品関連事業者から出る規格外品¹⁹、返品、売れ残り等が主な発生原因です。
- ・令和元年度の国の推計では、国内で年間570万tの食品ロスが発生しているとされています。これは国民1人1日当たりお茶碗一杯分に近い量（約124g）の食品を廃棄していることになります。
- ・その内訳は、家庭から生じる家庭系食品ロスが261万t、食品の製造・流通・販売の過程で事業者から生じる事業系食品ロスが309万tとなっています。
- ・令和元年度の本県の食品ロス発生量は、年間3.5万tで、そのうち家庭系食品ロスが2.2万t、事業系食品ロスが1.3万tと推計されます。
- ・令和元年には、食品ロス削減推進法が施行され、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することとされています。
- ・本県においても、ラジオや広報誌による周知等を行っており、今後も継続して食品ロス削減を推進していきます。

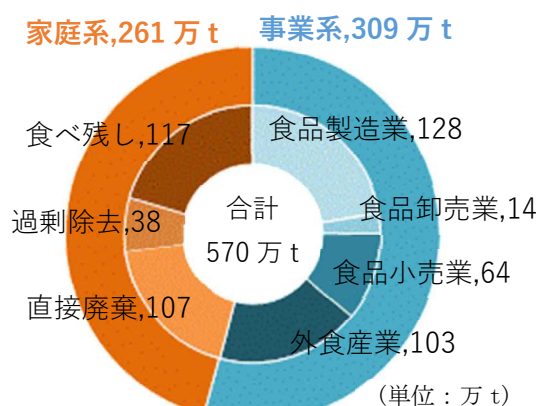


図 3-2-1 全国の食品ロスの推計
(令和元年度推計 環境省、農林水産省)

¹⁷ 過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分

¹⁸ 直接廃棄：賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる商品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの

¹⁹ 規格外品：重量・容量や色・形状が当該商品の標準となるものや包材の不良が発生した商品等

3-2-3 課題3 プラスチック等海洋ごみによる生態系への影響

- ・近年、海洋へのプラスチックごみ等の流出による海洋ごみが、地球規模で問題になっています。同時に、回収が難しく解決が困難なマイクロプラスチック²⁰による生態系への影響が懸念されています。
- ・国は、令和元年5月にプラスチック資源循環戦略を策定し、「3R+Renewable²¹」を基本原則として、プラスチックの3Rに加え、バイオマスプラスチックの導入や海洋プラスチックごみ対策などの方針を示しています。これに基づき、令和2年7月にレジ袋の有料化が始まりました。
- ・令和元年6月に開催されたG20大阪サミットでは、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が参加各国と共有されました。
- ・本県では、海岸の良好な環境保全を目的に、海岸漂着物の回収事業や、クリーンアップ運動などの発生源対策を実施しています。また、プラスチックの資源循環を推進するため、わかやまノーレジ袋推進協議会によるレジ袋削減など、ワンウェイプラスチック²²の削減や、和歌山県リサイクル製品認定制度を通じたプラスチックのリサイクル促進など、プラスチックの3Rに取り組んできました。
- ・令和2年4月には、ごみの散乱防止条例を施行しました。この条例では、清掃活動等を支援する「わかやまごみゼロ活動応援制度」を導入し、まちの美化活動や海洋ごみの発生源対策を推進しています。
- ・プラスチックごみの排出抑制、確実な回収やリサイクル、焼却等の適正処理等により、環境中へのプラスチックごみの流出を完全になくしていく必要があります。

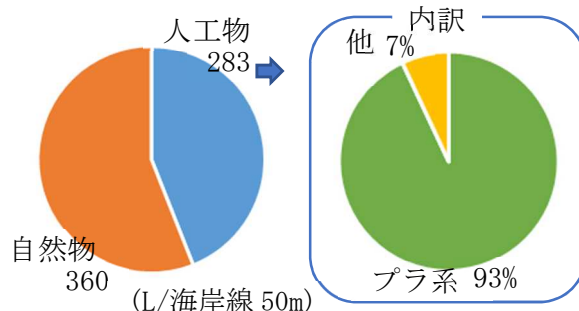


図 3-2-2 海岸漂着物調査の結果 (串本町)
(平成 28 年度 環境省調査)

3-2-4 課題4 社会状況の変化に対応した廃棄物処理体制の整備

- ・廃棄物の適正処理には、廃棄物処理体制の確立が必要不可欠です。そのため、一般廃棄物については市町村が一般廃棄物処理計画を定め、一般廃棄物の発生量及び質に即して適切な処理を行うことができる体制を整備しています。産業廃棄物については処理責任を有する事業者において、自ら処理するか、許可を受けた処理業者等に委託し、適正に処理されなければなりません。
- ・人口減少・高齢化により、ごみ量の減少による廃棄物処理の非効率化や日々のごみ出しが困難となる家庭の増加などの問題が現れており、時代に応じたごみ処理体制が求められています。
- ・廃棄物処理事業は、災害発生時やコロナ禍などの非常時においても、県民生活や経済活動の安定確保に不可欠な業務であり、事業の継続が求められます。
- ・新たな最終処分場の確保は困難な状況にあるため、廃棄物の排出抑制、再資源化の促進により最終処分量を減少させるとともに、大阪湾フェニックス事業の推進等により廃棄物処理体制を確保する必要があります。

²⁰ マイクロプラスチック：大きさが 5mm 以下の微細なプラスチックごみ

²¹ Renewable：再生可能資源への代替のこと

²² ワンウェイプラスチック：ペットボトルやレジ袋、トレイなどの容器包装、ストローなどのように、1 度使用された後にその役目を終えるプラスチックのこと。使い捨てプラスチック

3-2-5 課題5 不法投棄対策

- ・ 県内の産業廃棄物の大規模不法投棄（10t 以上）件数は、平成 25 年に 4 件、平成 26 年、27 年、30 年に 1 件ずつ散発的に発生しています。一方で、小規模不法投棄（10t 未満）件数は、平成 26 年度以降、年間 300 件台から 400 件台で推移しています。
- ・ 本県では、夜間・休日の監視パトロール、ヘリコプターや船を使った空や海からの監視パトロールのほか、監視カメラ台数を増設して不法投棄を抑制する対策を行っており、一定の効果を挙げていますが、依然として撲滅には至っていない状況です。
- ・ 不法投棄・不適正処理へのさらなる対策を講じる必要があります。
- ・ また、事案によっては、環境への影響が甚大で早急に対処しなければならず、対応の遅れにより支障の除去が困難となる場合があります。不適正処理事案が発生した場合には、関係者が一体となって迅速に対応する必要があります。

3-2-6 課題6 災害廃棄物への対応

- ・ 近い将来に発生が想定されている東海・東南海・南海 3 連動地震や南海トラフ巨大地震、近年多発している大規模な水害、土砂災害では、大量の災害廃棄物の発生が予想されています。
- ・ 大量の災害廃棄物は、生活環境への影響が懸念されるとともに、早期復旧・復興の妨げとなるおそれがあり、生活環境圏からの迅速な撤去・処理が求められます。
- ・ 本県では、平成 27 年 7 月に和歌山県災害廃棄物処理計画を策定し、一般社団法人和歌山県産業資源循環協会、一般社団法人和歌山県清掃連合会、一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会等の関係団体と災害廃棄物処理に関する協定を結んでいます。
- ・ また、廃棄物行政に精通した県職員が発災時に被災市町村に支援に入る災害廃棄物処理支援要員制度を設け、市町村の災害廃棄物処理を支援する体制を整えるとともに、災害廃棄物処理において重要となる災害廃棄物の仮置場の選定や初動態勢について、関係団体や市町村と合同で図上訓練などを行い、災害廃棄物処理対応力の向上に努めています。
- ・ 今後も引き続き、災害廃棄物処理対応力の維持、向上が求められます。

3-3 取組の方向

3-3-1 取組の方向 1 ライフサイクル全体での資源循環の推進

- ごみの散乱防止条例の実施により県民及び事業者の環境意識を醸成します。
- エシカル消費²³の普及啓発や、資源を節約し繰り返し使うなど環境に配慮した行動により、できる限り環境負荷を低減した持続可能なライフスタイルへの変革を促します。
- 製品の適量の購入や、シェアリングサービスの利用、生ごみの水切りなど、ごみの削減・減量化に資する取組を推進します。
- 用済みとなった製品を新たな使用者に譲ることや、修理できる製品を修理して使うことなど、製品の再使用につながる取組を推進します。
- 家庭や事業所における分別の徹底や各種リサイクル法の周知徹底により、製品に応じたリサイクルを推進するとともに、和歌山県リサイクル製品認定制度によって再生品の利用を促進し、リサイクルビジネスを育成します。
- 再生利用できない廃棄物については、焼却時に生じる熱をエネルギーとして回収するなど、エネルギー源としての有効利用を推進します。
- 有効利用できない廃棄物については、環境負荷を考慮し適正な処理を推進します。
- 特別管理産業廃棄物については、適正な管理・保管・処理を推進します。

具体的な取組

①排出抑制の推進

- ・県は、市町村に対し、排出抑制の推進に資する取組等の情報提供や技術的助言に努めます。
- ・県は、産業廃棄物多量排出事業者に対して減量化に関する指導を行います。
- ・県及び市町村は、自らの施策に伴い発生する廃棄物をゼロに近づけるよう努めます。
- ・市町村は、廃棄物減量を推進する審議会等を設置し、市町村ごとに減量化を積極的に推進します。
- ・市町村は、排出抑制を進める手法の1つとして、ごみ処理の有料化について検討を行います。特に、事業系一般廃棄物（ごみ）については、事業者が適正処理することを基本とし、市町村が処理する事業系一般廃棄物（ごみ）は有料化等により排出抑制を推進します。
- ・県民は、製品を購入するときは、過剰包装を断ること（リフューズ）、適量の購入やシェアリングサービスの利用等により、ごみとなる量の削減に取り組みます。
- ・事業者は、自らの事業活動に伴い排出される一般廃棄物（ごみ）及び産業廃棄物の排出抑制に努めます。

②再使用の推進

- ・県は、市町村に対し、再使用の推進に資する取組等の情報提供や技術的助言に努めます。
- ・県民は、製品の使用に当たっては、製品を修理等により長く使い、使用を終えた時には、新たな使用者に譲ること等により、製品の再使用に努めます。
- ・県民は、衣類なども含めて、民間の信用できるリユースシステムを積極的に活用します。

③循環型社会の推進に対する県民及び事業者の意識の醸成

- ・県及び市町村は、資源循環に関する情報についてインターネット等各種媒体を通じて積極的に県民、事業者提供します。

²³ エシカル消費（倫理的消費）：消費者が自らの社会に与える影響力を自覚し、地域の活性化や雇用等も含む、人や社会・環境に配慮した消費行動

- ・事業者は、自らの事業活動によって生じる廃棄物及び廃棄物処理施設の維持管理に関する情報を積極的に提供するとともに、廃棄物処理施設の設置を行う際にも地域住民の理解が得られるよう必要な情報の提供に努めます。
- ・県民は、資源循環に対する関心を高め、廃棄物に関する現状、その環境負荷の低減を意識し、廃棄物の処理、資源の循環の正しい理解に努めます。
- ・県及び市町村は、循環型社会の推進による公衆衛生確保等生活環境の向上の効果を県民及び事業者が認識できるよう普及啓発を行います。
- ・県民及び事業者は、循環型社会の推進に関する行動を積極的に行い、できる限り環境負荷を低減したライフスタイルへの変革に努めます。

④各種リサイクル法の啓発、円滑な施行・取組の推進

- ・県及び市町村は、県民及び事業者に対して各種リサイクル法に関する普及啓発を積極的に進めます。
- ・事業者は、各種リサイクル法の趣旨に基づき、自らの事業活動により発生する廃棄物のリサイクルを積極的に進めるとともに、法律で定められていない廃棄物についても資源有効利用の観点から積極的に取り組みます。

【資源有効利用促進法の推進】

※資源有効利用促進法：資源の有効な利用の促進に関する法律

平成 13 年 4 月に施行され、事業者に対して 3R の取組が必要となる業種や製品、取組の具体的内容を政省令で定めています。

- ・対象となる事業者は、法令に基づき適切に 3R の取組を実行します。
- ・県民は、法律の趣旨を十分理解し、不適正処理等が行われないように努めます。

【容器包装リサイクル法の推進】

※容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

平成 12 年 4 月に完全施行され、市町村が「分別収集計画」、県が「分別収集促進計画」を策定し、容器包装廃棄物のリサイクルを促進しています。令和 2 年 7 月からは、レジ袋の有料化が施行されました。

- ・県は、市町村が行う分別収集の円滑な実施を促進するため、市町村に対して技術的な助言を与えるとともに、国や公益財団法人日本容器包装リサイクル協会との調整に努めます。
- ・市町村（分別収集の実施主体）は、排出抑制を基本とし、分別収集の円滑な実施に必要な体制を整備するとともに、住民に対し啓発を行い、収集に対する十分な理解を得ます。
- ・県民は、生活を通し不要なものを購入せず、マイボトルやマイバッグを持参し、不要なレジ袋を断る等、ごみの発生抑制に努めます。また、市町村が実施する分別収集に協力するとともに、販売店等が行っているトレイ、牛乳パックなどの回収等に協力します。
- ・事業者は、過剰包装の防止に努め、容器包装廃棄物の減量化に取り組みます。

【家電リサイクル法の推進】

※家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法

平成 13 年 4 月に施行され、特定家庭用機器廃棄物（冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン及びテレビ）を家電小売店が消費者から引き取り、それをメーカーがリサイクルします。

- ・県は、特定家庭用機器廃棄物の収集運搬、再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めます。

- ・市町村は、小売店や一般廃棄物収集運搬業者と連携し、小売店に引取義務のない特定家庭用機器廃棄物について、不法投棄されることのないように収集・再商品化の体制整備を行います。
- ・県民は、家電リサイクル法の趣旨を十分理解し、不適正処理等が行われないように努めます。

【小型家電リサイクル法の推進】

※小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

平成 25 年 4 月に施行され、再資源化事業者が、主務大臣の認定を受けた再資源化事業計画に従い、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの再資源化を行います。

- ・県は、市町村が使用済小型電子機器等の回収体制を構築するために、自治体間の連携や取り組みやすい方法の助言等の支援策を実施していきます。
- ・市町村は、使用済小型電子機器等の回収体制を構築するとともに、当該小型電子機器小売店等との協力促進を図り、回収及びリサイクルの推進に努めます。
- ・県民は、使用済小型電子機器等を排出するときには、分別して排出し、市町村等の再資源化を適正に行える者に引き渡すよう努めます。

【建設リサイクル法の推進】

※建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

平成 14 年 5 月に施行され、特定建設資材（コンクリート（プレキャスト板等を含む。）、アスファルト・コンクリート、木材）を用いた建設物等の解体や新築工事等について、分別解体及び再資源化を行うことを義務付け再生利用を推進します。

- ・施主及び受注者は、法の趣旨を十分理解し、建設副産物の減量化、リサイクルの実施に努めます。
- ・県及び和歌山市は、建設リサイクル法に基づくパトロールを適時実施し、分別解体の徹底、適正処理の推進を図ります。
- ・県及び市町村は、公共工事实施の際には積極的にリサイクル品を取り入れるよう努めます。

【自動車リサイクル法の推進】

※自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律

平成 17 年 1 月に本格施行され、使用済み自動車のフロン類、エアバッグ、シュレッターダストの引取り、リサイクルを自動車製造業者、輸入業者に義務付けています。

- ・関連事業者及び一般ユーザーは、自動車リサイクル法の趣旨を十分理解し、不適正処理等が行われないように努めます。
- ・県及び和歌山市は、関連事業者に対し、適宜立入検査等を実施し、適正処理の推進を図ります。

【食品リサイクル法の推進】

※食品リサイクル法：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

平成 13 年 5 月に施行され、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を推進しています。

- ・県は、国と連携して食品リサイクル法の普及啓発に努めるとともに、食品廃棄物等の減量化・リサイクルが促進されるよう産業界、学識経験者と連携して排出抑制技術の開発及び技術情報提供に努めます。
- ・市町村は、事業系一般廃棄物（ごみ）として排出される生ごみ等の食品廃棄物等の堆肥化等有効利用を推進するための施策を検討します。
- ・事業者及び県民は、食品廃棄物等の排出抑制に努めるとともに、排出時における分別、有効利用に取り組めます。

【食品ロス削減推進法の推進】

※食品ロス削減推進法：食品ロスの削減の推進に関する法律

令和元年 10 月に施行され、国・地方公共団体・事業者・消費者等の多様な主体が連携し、国民運動としての食品ロスの削減を推進しています。

- ・県及び市町村は、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、地域の特性に応じた食品ロスの削減に関する施策を策定し、実施します。
- ・事業者は、県及び市町村が実施する食品ロスの削減に関する施策に協力します。
- ・県民は、食品ロスの削減の重要性についての理解と関心を深めるとともに、食品の購入または調理の方法を改善等することにより食品ロスの削減に努めます。

【プラスチック資源循環促進法の推進】

※プラスチック資源循環促進法：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和 3 年 6 月に公布され、令和 4 年 4 月 1 日から施行されます。

プラスチック製品の設計から廃棄物として処理されるまでのあらゆる過程におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進することを目指します。

- ・県は、市町村が行うプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の円滑な実施を促進するため、市町村に対し技術的な助言等を行います。
- ・市町村は、区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化に努めます。
- ・事業者及び県民は、プラスチック使用製品をなるべく長期間使用すること、プラスチック使用製品の過剰な使用を抑制すること等により、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制します。
- ・事業者は、プラスチック使用製品設計指針に基づくプラスチック製品の設計、使用済みプラスチック使用製品の自主回収・再資源化などに努めます。
- ・特定プラスチック使用製品²⁴を提供する事業者は、有償で提供する、必要性について消費者の意思を確認する等、提供方法の工夫によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するよう努めます。また、提供するプラスチック使用製品については薄肉化、軽量化等、設計の工夫を行いプラスチックの使用量を抑制するよう努めます。
- ・県民は、居住する市町村の分別基準に従い、プラスチック使用製品廃棄物を分別して排出します。
- ・県、市町村、事業者及び県民は、プラスチック使用製品設計指針に適合した製品を使用するように努めます。

⑤環境ビジネスの育成及び再生品の利用の向上

- ・県は、環境に配慮し、廃棄物の減量化につながるリサイクル製品の認定及びその利用促進や適正処理を促進するための技術開発支援等により、環境ビジネスの育成に努めます。
- ・県は、産業廃棄物処理業者の技術向上に取り組みます。
- ・市町村は、リサイクル率向上のため、住民啓発をはじめ集団回収を活用するなど資源ごみの分別排出の徹底を推進します。
- ・事業者及び県民は、市町村が実施する分別収集に積極的に協力します。
- ・事業者は、リサイクル目的の産業廃棄物について、なるべく県内で資源循環するよう努めるとともに、県内での資源循環が困難な場合は、県域を越えた広域的な処理によりリサイクルを推進します。
- ・県、市町村、事業者及び県民は、和歌山県認定リサイクル製品の購入、使用を積極的に行うとともに、グリーン購入等により事務用品をはじめ、環境に配慮した物品を購入及び使用します。

²⁴ 特定プラスチック使用製品：商品の販売やサービスの提供に伴って消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品のうち、提供量が多く、使用の合理化の取組によって排出抑制が見込まれる観点、過剰使用の削減を促す観点、代替素材への転換を促す観点から指定された 12 品目。具体的にはプラスチック製のフォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストロー、ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ、衣類用ハンガー、衣類用カバー

⑥熱回収を含む廃棄物エネルギー利用の推進

- ・市町村は、リサイクルできないものについては、単純に最終処分するのではなく、積極的に熱回収（サーマルリサイクル）等による資源の有効利用を図ります。
- ・市町村は、一般廃棄物処理施設の建設や改修にあたり、発電設備等の熱回収設備を導入するなど資源の有効利用を図ります。

⑦環境負荷を考慮した適正処理の推進

- ・県は、不適正処分防止のため、県外産業廃棄物の搬入状況の正確な把握に努めます。
- ・県及び市町村は、事業者及び処理業者に対し適正処理推進のための啓発を行うとともに、立入調査を実施することにより廃棄物の処理及び保管状況並びに施設の維持管理状況を把握し、不適切な状況が見受けられる場合は、是正を指導するとともに必要に応じ廃棄物処理法に基づく必要な措置を講じます。

⑧特別管理廃棄物の適正な保管・管理・処理の推進

- ・県及び市町村は、特別管理廃棄物が適正に処理されるよう事業者等に対し必要な助言等を行います。
- ・特別管理廃棄物を排出する事業者は、自らの廃棄物を適正に処理（処理委託を含む。）します。
- ・県及び和歌山市は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「PCB 特別措置法」という。）及び国の PCB 廃棄物処理基本計画に基づき、処理期限（高濃度 PCB 廃棄物は令和 3 年 3 月末（特例処分期限日は令和 4 年 3 月末）、低濃度 PCB 廃棄物令和 9 年 3 月末）までに適正処理されるよう、PCB 廃棄物の保管を行っている事業者を把握し、適正な保管・処理を指導するとともに、PCB 廃棄物の処理が円滑に進むように近隣府県と連携し、国及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社の PCB 処理事業の推進に協力します。
- ・PCB 廃棄物の保管事業者は、和歌山県 PCB 廃棄物処理計画に基づき適正に保管・処理を行います。
- ・病院、診療所、介護老人保健施設、試験研究機関等の感染性廃棄物を排出する事業所は、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、事業所内での適正な回収、保管管理、処理業者への処理委託等により適正な処理を行うとともに、委託業者が適正に処理を実施しているか確認をし、自らの廃棄物の適正処理の把握に努めます。
- ・市町村及び医療機関は、在宅医療で使用する注射針等の在宅医療廃棄物について、連携しながら一般廃棄物（ごみ）へ混入されることのないよう対策を実施します。
- ・県は、医療法に基づく立入調査を実施する際に、医療機関から排出される医療廃棄物が適正処理されるよう指導します。

3-3-2 取組の方向 2 食品ロスの削減

- 国の基本方針を踏まえ、消費者、事業者、市町村及び県が連携し、県民運動として食品ロスの削減を推進します。
- 食品ロス削減の必要性や削減の方法についての理解を深め、具体的な行動に移すことができるよう、県民及び事業者に対する啓発活動を継続して行います。

具体的な取組

①家庭系食品ロス削減の推進

- ・県は、県民一人一人が食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロス削減の必要性についての理解を深め、日々の生活の中で食品ロスを削減するために自らができることを考えて行動に移せるよう支援します。

- ・県は、賞味期限と消費期限の違い、フードバンク活動²⁵やフードドライブ²⁶の仕組みや意義、家庭における食品ロス削減の具体的な方法等について、広報誌や SNS 等による普及啓発を行います。
- ・県は、出張！県政おはなし講座等により、自治会や学校、企業その他の団体が食品ロスについて学習する機会を提供します。

②事業系食品ロス削減の推進

- ・県は、食品関連事業者が、サプライチェーン全体で食品ロスの状況や削減の必要性についての理解を深め、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に取り組むよう支援します。
- ・県は、食品ロス削減に関する先進的な取組事例、フードバンク活動の仕組みや意義、フードシェアリング等について情報提供を行い、食品関連事業者の食品ロス削減への取組を支援します。
- ・県は、消費者に対して、食品ロス削減に関する食品関連事業者の取組について周知し、理解を促進します。

③関係者相互の連携、協力の推進

- ・県は、県と市町村、消費者、事業者等による情報共有・意見交換の場を設け、連携を図りながら食品ロス削減を推進します。

3-3-3 取組の方向 3 海洋ごみ・プラスチック対策

- 県民運動としてプラスチックごみ削減活動に取り組みます。
- マイバッグやマイボトルなど繰り返し使える製品の利用促進等により、ワンウェイプラスチックの使用を削減し、プラスチックのリデュースを図ります。
- 使用済みのプラスチックは、和歌山県リサイクル製品認定制度などによりリサイクルを推進するとともに、焼却・熱回収によるエネルギー利用を推進し、プラスチックごみの埋立処分をなくすことを目指します。
- バイオプラスチック²⁷やプラスチック代替素材への切替を促進します。
- ごみの散乱防止条例によるわかやまごみゼロ活動応援制度、クリーンアップ運動などにより、ごみの散乱防止及びまちの美化を推進します。
- 海岸管理者やボランティアによる海岸漂着物の回収、漁業者等と連携した漂流ごみの回収により、海岸の良好な環境の保全を図ります。

具体的な取組

①県民運動としてのプラスチックごみ削減運動

- ・県は、ワンウェイプラスチックの使用削減など、県庁プラスチック削減方針を策定し、県自らがプラスチックの排出削減に率先して取り組み、県民・事業者の取組を促します。
- ・県は、県民自らが取り組むプラスチックごみ削減運動について県民に SNS 等で宣言してもらい、県民のプラスチックごみ削減の意識を高め、プラスチックごみ削減運動への積極的な参加を促します。
- ・県は、プラスチックごみ削減に取り組む事業者を「プラスチックごみ削減協力店」として登録し、県のホームページや SNS 等で取組を紹介します。

²⁵ フードバンク活動：包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO 等が食品メーカーから引き取って、福祉施設等へ無償提供するボランティア活動

²⁶ フードドライブ：家庭で余った食品を回収して、福祉団体や生活支援を必要とする個人等へ無償譲渡する取組

²⁷ バイオプラスチック：バイオマスプラスチック²⁸と生分解性プラスチック²⁹の総称

²⁸ バイオマスプラスチック：原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチック素材

²⁹ 生分解性プラスチック：プラスチックとしての機能や物性に加えて、ある一定の条件の下で自然界に豊富に存在する微生物などの働きによって分解し、最終的には二酸化炭素と水にまで変化する性質を持つプラスチック

- ・県は、地域の清掃活動を認知した際は、活動団体に対してわかやまごみゼロ活動応援制度による認定を取得するよう促し、認定団体を増やします。
- ・県は、わかやまごみゼロ活動の各認定団体が意見交換できる場を提供し、ごみゼロ活動をさらに盛り上げます。

②ワンウェイプラスチックの削減をはじめ、プラスチックのリデュース及びリユースの推進

- ・県及び市町村は、マイボトル、マイバッグ等の使用を促進し、必要以上のワンウェイプラスチック使用を抑制し、排出削減を推進し、県民は、マイボトルやマイバッグの使用に努めます。
- ・県及び市町村は、イベント等におけるリユース食器の使用を推進し、使い捨て容器の使用、廃棄を抑制します。

③プラスチックのリサイクル及び熱回収の推進

- ・県は、和歌山県リサイクル製品認定制度等により、使用済みのプラスチックのリサイクルを推進します。
- ・県は、再生利用ができないプラスチックについては焼却・熱回収を推進し、プラスチックごみの埋立をなくすことを目指します。
- ・市町村及び事業者は、リサイクル、焼却・熱回収により、プラスチックごみの有効利用を推進します。
- ・県民及び事業者は、使用済みのプラスチックが適正にリサイクルされるよう、分別排出に努めます。

④バイオプラスチックやプラスチック代替素材への切り替えの促進

- ・事業者は、その事業活動において製造する製品へのバイオプラスチックやプラスチック代替素材の積極的な利用に努めます。
- ・県及び市町村は、バイオプラスチックやプラスチック代替素材が使用された製品を積極的に購入、使用することで、切り替えを促進します。

⑤ごみの散乱防止及びまちの美化の推進

- ・県は、ごみの散乱防止条例に基づき、ごみの散乱防止について教育・啓発に取り組みます。
- ・県は、NPO等の民間団体が行うわかやまごみゼロ活動の認定、「海ごみゼロウィーク」の全国一斉清掃活動やスポ GOMI 大会等のクリーンアップ運動等により、海洋ごみの発生抑制を推進します。
- ・県は、条例の制定など市町村が実施するごみの散乱の防止に関する施策に対して必要な助言、情報の提供その他の支援を行います。
- ・県民及び事業者は、国、県又は市町村が行う清掃活動に積極的に参加、協力し、海岸漂着物の発生抑制を図ります。

⑥海岸漂着物等の回収

- ・県及び市町村は、和歌山県海岸漂着物対策推進地域計画及びごみの散乱防止条例に基づき、海岸環境の保全についての普及啓発に取り組みます。
- ・県、市町村、事業者及び県民は、海岸漂着物の発生抑制や回収・処理に取り組みます。
- ・市町村は、漁業者等と連携し、漂流ごみや海底ごみの回収に積極的に取り組みます。

3-3-4 取組の方向 4 廃棄物処理体制の整備

- 一般廃棄物については、ごみ出し支援制度の導入や事業継続計画の策定、広域的な処理を推進し、安定的で効率的なごみ処理体制の確立に努めます。
- 産業廃棄物処理業者等への立入調査により不適正処理を防止するとともに、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図ります。
- 最終処分場の確保が困難な状況の中、安定的に処理を行うためには、大阪湾フェニックスセンターの次期最終処分場が必要不可欠であるため、当該事業を積極的に推進していきます。
- 大阪湾フェニックス区域外の紀南地域については、令和3年7月に供用を開始した紀南環境広域施設組合の最終処分場への支援を引き続き行い、安定的な最終処分機能の確保を図ります。

具体的な取組

①関係部局と連携した高齢化社会、感染症等の社会変化への対応

- ・県及び市町村は、高齢化、感染症等の社会変化に対し、福祉部局等関係部局と連携して対応し、県は市町村等へ技術的助言を行います。
- ・市町村は、高齢化等に柔軟に対応しながら、分別収集を行い、廃棄物がリサイクルされるように努めます。
- ・市町村は、高齢化等の社会変化に伴いごみ出しが困難になる世帯に配慮し、ごみ出し支援制度の導入等、適正なごみ収集体制の構築に努めます。
- ・市町村及び廃棄物処理事業者は、新型コロナウイルス等の感染症流行時等の非常時においても、廃棄物処理事業を継続する必要があることから、事業継続計画を策定し、安定的な処理体制の整備に努めます。

②一般廃棄物処理の広域化及び施設の集約化

- ・県は、市町村等が設置する一般廃棄物処理施設に立入検査等を実施し、適正処理のための助言や指導等を行います。
- ・県は、市町村が行う施設整備や廃棄物の排出抑制を基本にした最終処分量の減量化について技術的助言を行います。
- ・市町村は、他の市町村と連携し、地域の社会的、地理的な特性を考慮した上で適正な施設の規模を確保し、処理施設の集約化及びごみ処理の広域化に努めます。その際、県は、市町村に対する技術的支援の一環として、広域処理に係る市町村間の総合調整に努めます。
- ・市町村は、廃棄物の排出抑制を進め、一般廃棄物処理施設の延命化を図るとともに、広域化計画を進めるために地域住民への周知及び理解を得るように努めます。

③し尿処理対策の推進

- ・県及び市町村は、合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設、公共下水道、コミュニティ・プラント等を地域の実状に応じて選択し、し尿と併せて生活雑排水も処理できる施設の整備を進めます。
- ・市町村は、し尿処理施設の故障等により処理できなくなったし尿等を市町村間で連携して広域的に処理できる体制の構築に努めます。

④産業廃棄物処理体制の整備

- ・県及び和歌山市は、事業者及び処理業者に対し適正処理推進のための啓発を行うとともに、立入調査を実施することにより廃棄物の処理及び保管状況並びに施設の維持管理状況を把握し、不適切な状況が見受けられる場合は、是正を指導するとともに廃棄物処理法に基づく必要な措置を講じます。

- ・県及び和歌山市は、事業者及び処理業者が産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合、廃棄物処理法の基準に照らし厳正に審査するとともに、設置者に対して法令を遵守するよう指導し、処理施設の円滑な確保を推進します。
- ・県及び和歌山市は、「産業廃棄物処理業者優良認定制度」の推進等により、優良な処理業者の育成を図ります。
- ・県及び和歌山市は、産業廃棄物処理システムの透明化、情報管理の合理化及び不適正処理防止に寄与する「電子マニフェスト」の普及に努めます。
- ・事業者は、自らの責任において、資源化、減量化、無害化等、適正処分できる廃棄物処理施設の確保に努めます。
- ・事業者及び処理業者は、廃棄物の処理基準及び保管基準を遵守するとともに、処理施設の適正な維持管理を行います。
- ・事業者及び処理業者は、産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合、事前に廃棄物処理法をはじめとする諸法令の規制内容や、周辺地域の生活環境上の影響を把握するとともに、地元自治体、住民に事業内容を十分に説明し信頼が得られるように努めます。

⑤大阪湾フェニックス事業の推進

- ・県及び関係市町は、大阪湾フェニックス事業を本県の最終処分機能の中核として位置づけ、今後もその推進に積極的に協力していきます。
- ・関係市町は、廃棄物の排出抑制を積極的に実施し、排出された廃棄物については中間処理により適正に処理して受入れ基準を遵守するとともに、最終処分量の減量化に努めます。
- ・事業者は、大阪湾フェニックス事業を有効に活用するため、排出抑制及び減量化に努めます。
- ・県及び関係市町は、第3期大阪湾フェニックス事業の実現に向け、積極的に取り組んでいきます。

⑥紀南地域における公共関与による最終処分場事業の支援

- ・県は、広域的かつ安定的な最終処分機能の確保のため、紀南地域における公共関与による最終処分場運営事業の支援を継続します。
- ・構成市町は、排出抑制を積極的に行い、さらに排出された廃棄物は適切な中間処理を行い、最終処分量の減量化に努めます。
- ・事業者は、紀南環境広域施設組合が運営する最終処分場を有効に活用するため、排出抑制及び減量化に努めます。

3-3-5 取組の方向 5 不法投棄・不適正処理の撲滅

- 教育・啓発により、廃棄物の不適正処理の防止に対する県民の意識の向上を図ります。
- 不法投棄や不適正処理は絶対に許さないという姿勢のもと、県民、事業者、警察、市町村、国及び県が連携し、監視体制を強化することにより、不法投棄・不適正処理の撲滅を図ります。
- 環境上の影響が甚大で早急に対処しなければならない事案が発生した場合には、関係者が一体となって迅速に対応します。

具体的な取組

①ごみの散乱防止条例に基づく教育・啓発

- ・県は、ごみの散乱防止条例に基づき、ごみの散乱防止について教育・啓発に取り組みます。

②土地の所有者等の責任の徹底

- ・土地の所有者等は、その所有地、管理地等の適正な管理に努めるとともに、不適正処理された廃棄物と認められるものを発見したときは、速やかに県又は市町村に通報するように努めます。
- ・県及び市町村は、土地の所有者等による適正な土地管理の責務についての啓発に努めます。

③県民、事業者、警察、市町村、国及び県の連携による監視体制の強化

- ・県は、ごみの散乱防止条例に基づく環境監視員を配置し、監視・取締りを行います。
- ・県は、近隣府県と合同で廃棄物収集運搬車の路上検査を積極的に実施します。
- ・県は、事業者、警察、市町村等と連携し、不適正処理防止施策体系に基づき、監視・指導を行います。

④生活環境保全上の支障の除去

- ・県及び市町村は、不法投棄等の不適正処理が発生した場合、環境への影響を最小限にし、県民の生命及び財産を守るため、連携して迅速にあらゆる手段を講じるよう努めます。
- ・県及び市町村は、不法投棄等の不適正処理が発生した場合、必要に応じて行為者等に対して廃棄物処理法に基づく措置命令を発出し、廃棄物の撤去等支障の除去を命じます。

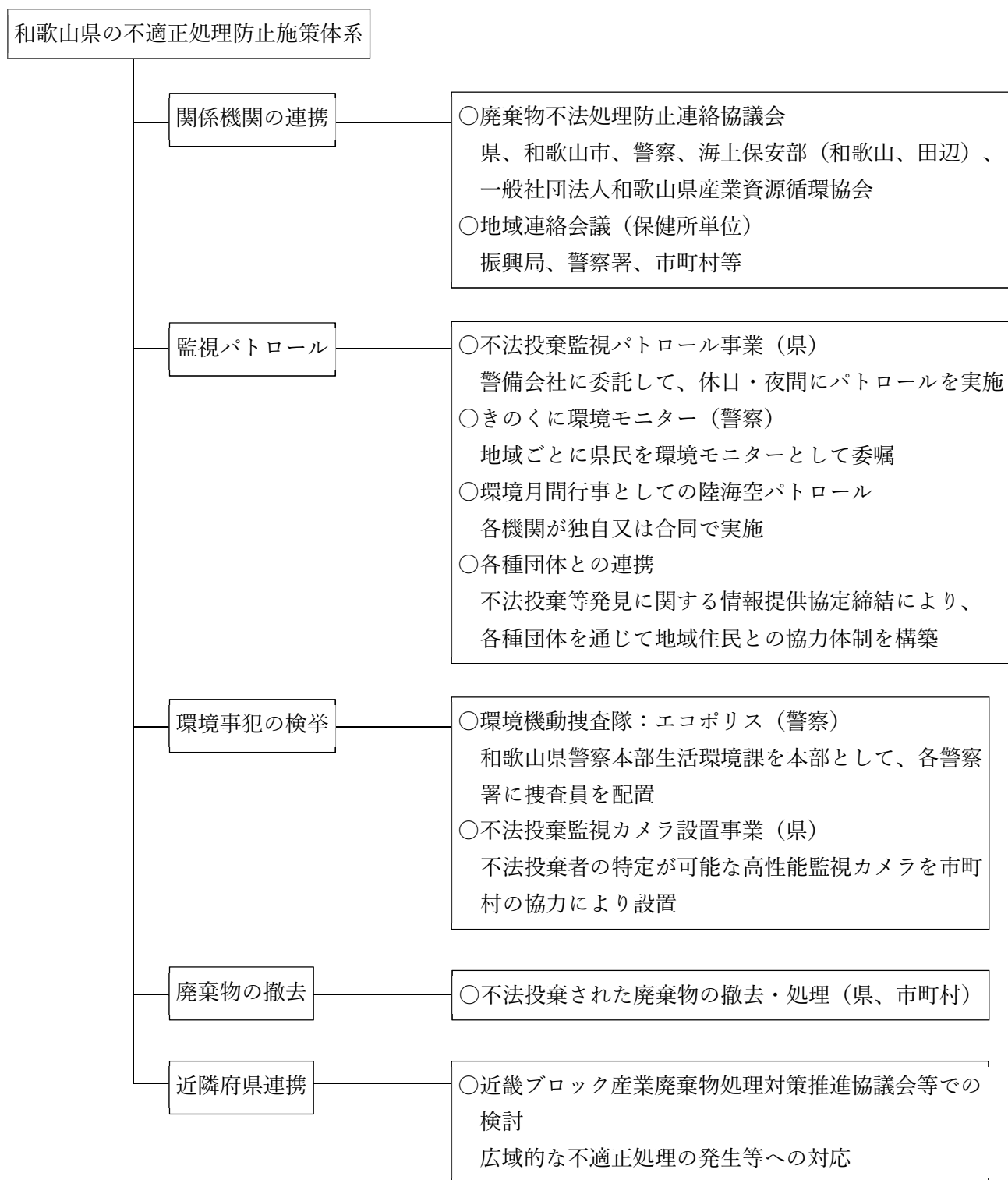


図 3-3-1 和歌山県の不適正処理防止施策体系

3-3-6 取組の方向 6 災害廃棄物対策の推進

- 県及び市町村は、策定した災害廃棄物処理計画を随時見直し、大規模災害で生じる災害廃棄物に常に対応できるよう備えます。
- 県は、関係団体や市町村と連携し、災害廃棄物処理支援要員をはじめとする人材の確保と対応力の向上を図ります。

具体的な取組

①災害廃棄物処理計画の随時の見直し

- ・県は、市町村が災害廃棄物処理計画を改定する際、改定に資する情報の提供を行います。
- ・県は、平成 27 年 7 月に策定した県災害廃棄物処理計画の実効性を保つため、必要に応じて見直しを行います。また、非常災害時に産業廃棄物処理施設の活用を想定し施設の処理能力の把握に努めます。
- ・市町村は、市町村災害廃棄物処理計画に従い、非常災害時においても一般廃棄物の適正な処理を確保するため、仮置場、収集運搬及び処分について情報を更新し、常に対応できるよう体制を整備します。
- ・大規模災害時の災害廃棄物処理は、必要に応じて県が市町村に代わって主導的な役割を担います。

②関係団体等と連携した廃棄物処理対応力の向上

- ・県は、関係団体や市町村と連携して、図上演習や勉強会等を実施します。その際、県が作成した災害廃棄物処理支援ツール³⁰を活用して発災時の初動対応等の演習を行います。
- ・県は、地域やボランティア団体とも連携した訓練の実施等により、災害廃棄物処理体制の確立を目指します。
- ・県及び市町村は、県民及び事業者に対し、平常時から不要なものを処分しておくことや災害時のごみの出し方を啓発することにより、災害時の速やかな廃棄物処理に備えます。

³⁰ 災害廃棄物処理支援ツール：発災後の災害廃棄物の発生量の推計や、仮置場の必要面積の算出、仮置場のチラシの作成、実際の災害廃棄物処理の計画作成等の際に利用できるエクセルツール。また、統一した様式で市町村が被災状況の登録を行うことにより、県内の被害状況の把握にも活用できる。平常時に災害廃棄物処理支援要員の情報や市町村の廃棄物処理施設・資機材等の情報を入力しておくことにより、発災後の迅速な対応に繋げることができる。

3-4 計画の数値目標

3-4-1 一般廃棄物（ごみ）の将来予測

- ・一般廃棄物（ごみ）について、令和元年度の排出・処理状況及び和歌山県長期人口ビジョン（平成 27 年 6 月）に掲げるあるべき将来人口に基づき、将来予測を行いました。
- ・排出量の予測については、1 人 1 日当たりのごみの排出量の令和元年度実績を用い、資源化量の減少を考慮しました。
- ・資源化量の減少の予測については、1 人 1 日当たりの資源化量において紙類の減少等が継続的にみられることから、資源物の品目ごとにトレンドをもとに予測しました。
- ・1 人 1 日当たりの排出量は令和元年度の実績を使用し、資源化量の減少分を考慮しました。
- ・予測の結果、排出量は 309 千 t、再生利用量は資源化量の減少を考慮したことから 36 千 t、最終処分量は 40 千 t に減少すると見込まれます。

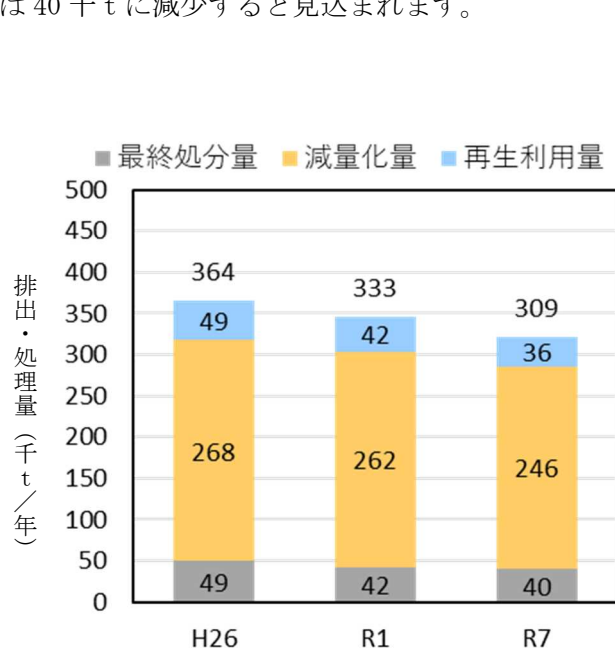


図 3-4-1 一般廃棄物（ごみ）の排出量及び処理量の予測

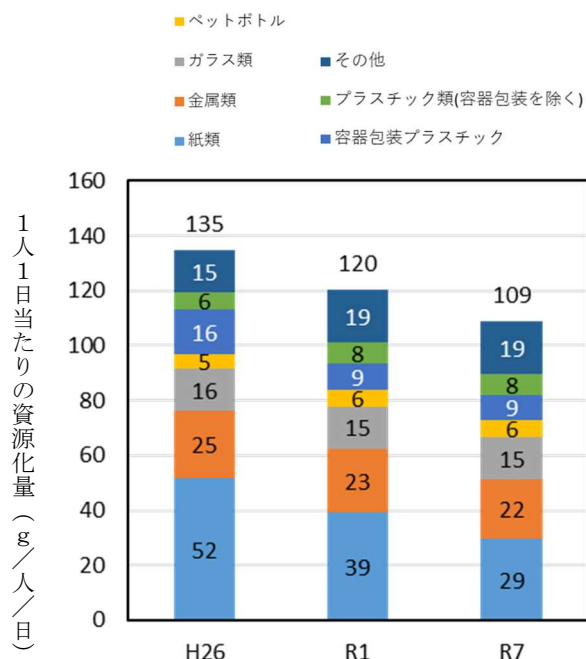


図 3-4-2 一般廃棄物（ごみ）の資源化量の予測

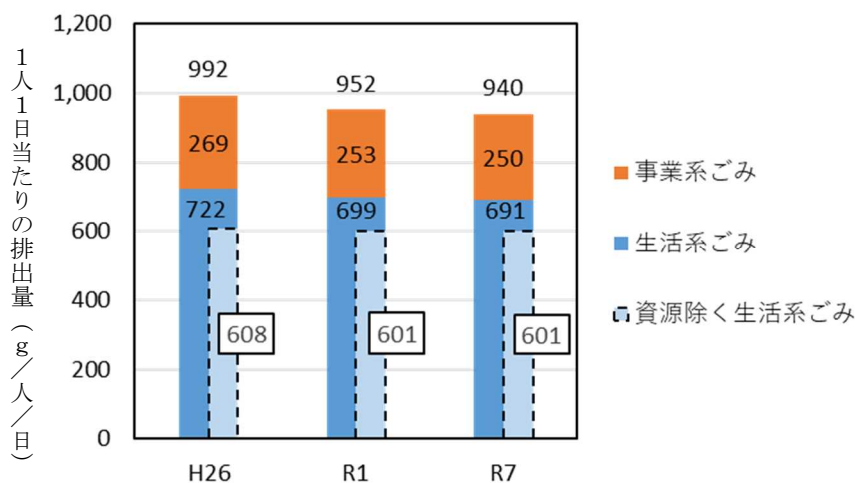


図 3-4-3 一般廃棄物（ごみ）の排出量の予測

3-4-2 一般廃棄物（ごみ）の数値目標

一般廃棄物（ごみ）の数値目標の設定においては、国の基本方針（平成 28 年 1 月 21 日改正）に大幅な変更がなく改定されないことから、国の第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）の指標に基づき設定することとします。

表 3-4-1 第 4 次循環型社会形成推進基本計画（国）に掲げる数値目標

	基準 (平成 25 年度)	目標年次	数値目標	備考
排出量	4,487 万 t	令和 7 年度	約 3,800 万 t	850g/人/日×予測人口
出口側の循環利用率	21%	令和 7 年度	約 28%	
最終処分量	454 万 t	令和 7 年度	約 320 万 t	
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	527g/人/日	令和 7 年度	約 440g/人/日	

注 1) 出口側の循環利用率は再生利用の指標。国の基本方針（平成 28 年 1 月 21 日改正）では、再生利用の指標は「排出量に対する再生利用された量の割合」とされていた。

2) 出口側の循環利用率＝[直接資源化量+中間処理後再生利用量+集団回収量]／[ごみの総処理量+集団回収量]

3) 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量＝生活系ごみ（集団回収及び資源ごみを除く。）の排出量原単位

第 4 次和歌山県廃棄物処理計画では、国の基本方針に基づき、「排出量に対する再生利用された量の割合」として再生利用率を用いてきましたが、第 5 次和歌山県廃棄物処理計画では、国の第 4 次循環型社会形成推進基本計画に基づき、出口側の循環利用率（従来の「リサイクル率」と同義）を採用し、数値目標を設定します。

数値目標は以下に基づき設定しました。

- ・排出量については、国の 1 人 1 日当たりの排出量の減少割合を、本県の 1 人 1 日当たりの排出量に乘じ、将来推計人口を基に算出した 302 千 t を目標値とします。
- ・出口側の循環利用率は、国が 7 ポイント高く設定しています。本県の出口側の循環利用率は国に比べて低いことから、全国平均である 20% を目標値とします。
- ・最終処分量については、国の 1 人 1 日当たりの最終処分量の減少割合を、本県の 1 人 1 日当たりの最終処分量に乘じ、将来推計人口を基に算出した 34 千 t を目標値とします。

表 3-4-2 一般廃棄物（ごみ）に係る数値目標

項目	単位	基準	実績値	第 4 次県計画 目標値	予測値	目標値
		H25	R1	R2	R7	R7
排出量	千 t	383	333	335	309	302
1 人 1 日当たりの 家庭系ごみ排出量	g/ 人/日	606	601	583	601	504
出口側の循環利用率	%	14	12	(20) 注	11	20
最終処分量	千 t	49	42	38	40	34

注) 第 4 次県計画目標値の出口側の循環利用率の数値、(20) は再生利用率

また、一般廃棄物（ごみ）処理の目標達成に資するため、第４次計画で設けた以下の取組目標について、引き続き目標を設けます。

表 3-4-3 一般廃棄物（ごみ）に係るその他の目標

	現状	目 標
家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	令和３年１２月現在 ２市町村	令和７年度 １０市町村
特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者が家電リサイクル法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合	令和３年１２月現在 ５０％ (１５市町村)	令和７年度 １００％
使用済み小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	令和３年１２月現在 ７０％ (２１市町村)	令和７年度 ８０％

3-4-3 産業廃棄物の将来予測

- 産業廃棄物の排出量の予測については、業種別に過去からのトレンド及び県内鉄鋼業の事業計画を考慮して推計し、再生利用量及び最終処分量については、現状の業種別、種類別の排出量に対する処理方法等の割合が将来も一定であると仮定して推計しました。

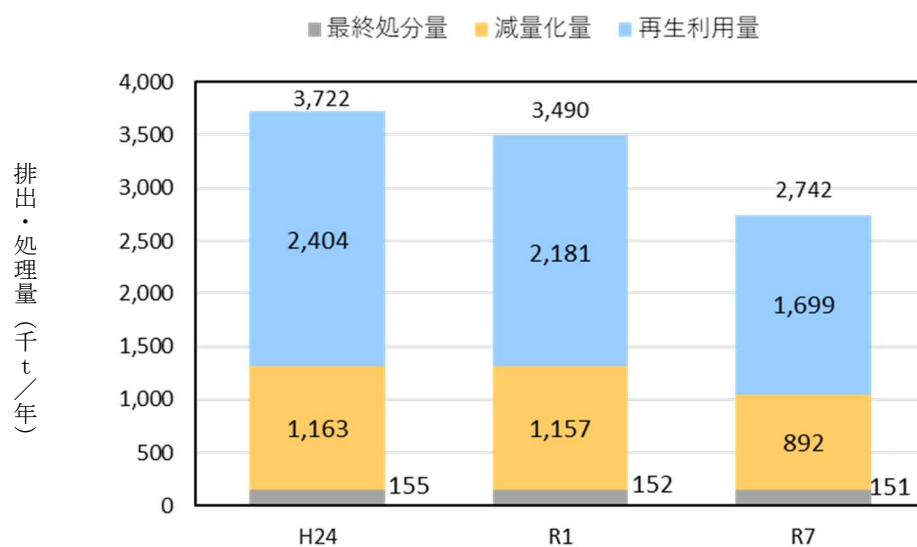


図 3-4-4 産業廃棄物の予測

3-4-4 産業廃棄物の数値目標

産業廃棄物の数値目標の設定においては、国の基本方針（平成 28 年 1 月 21 日改正）に大幅な変更がなく、改定されないことから、国の第 4 次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）の指標に基づき設定することとします。

表 3-4-4 第 4 次循環型社会形成推進基本計画（国）に掲げる数値目標

	基準 (平成 25 年度)	目標年次	数値目標
排出量	3 億 8,464 万 t	令和 7 年度	約 3 億 9,000 万 t
出口側の循環利用率	36%	令和 7 年度	約 38%
最終処分量	1,172 万 t	令和 7 年度	約 1,000 万 t

注 1) 出口側の循環利用率は再生利用の指標。国の基本方針（平成 28 年 1 月 21 日改正）では再生利用の指標は「排出量に対する再生利用された量の割合」とされていた。

2) 出口側の循環利用率＝[再生利用量+金属くず、ガラスくず、陶磁器くず及びコンクリートくず、鉋さい、がれき類それぞれの減量化量-動物のふん尿の直接再生利用量]／[排出量]

第 4 次和歌山県廃棄物処理計画では、国の基本方針に基づき、「排出量に対する再生利用された量の割合」として再生利用率を用いてきましたが、第 5 次和歌山県廃棄物処理計画では、国の第 4 次循環型社会形成推進基本計画に基づき、出口側の循環利用率を採用し、数値目標を設定します。

数値目標は以下に基づき設定しました。

- ・排出量については、国は第 4 次循環型社会形成推進基本計画で平成 25 年度実績から令和 7 年度までに 1%程度の増加に抑えていますが、本県では 26%削減される予測であることから、予測値を目標値とします。
- ・出口側の循環利用率については、本県の産業構造の特徴から国に比べ高い水準であるため、排出量の減少を考慮しつつ現状の水準を維持することとし、予測値を目標値とします。
- ・最終処分量については、国は第 4 次循環型社会形成推進基本計画で平成 25 年度実績から令和 7 年度までに 15%削減としていますが、本県では最終処分量は 14%削減される予測であること、第 4 次和歌山県廃棄物処理計画の目標値である 100 千 t を達成していないことから、引き続き目標値とします。
- ・数値目標を達成するため、再生利用の余地があると考えられる産業廃棄物について、個別の種類ごとに重点目標を設定します。

表 3-4-5 産業廃棄物に係る数値目標

項目	単位	基準	実績値	第 4 次県計画 目標値	予測値	目標値
		H25	R1	R2	R7	R7
排出量	千 t	3,719	3,490	3,809	2,742	2,742
出口側の循環利用率	%	65	60	(66) 注	61	61
最終処分量	千 t	176	152	100	151	100

注) 第 4 次県計画目標値の出口側の循環利用率の数値、(66) は再生利用率の数値

表 3-4-6 産業廃棄物に係る個別の重点目標

項目		単位	基準	実績値	第4次県計画 目標値	予測値	目標
			H25	R1	R2	R7	R7
減量化・ 再生利用率	廃プラスチック類	%	85	72	93	72	93
	木くず	%	97	98	99	98	99
	動植物性残さ	%	100	98	100	100	100
再生利用率	がれき類	%	93	98	99	95	99
最終処分率	汚泥	%	3	3	2	2	2

表 3-4-7 産業廃棄物の種類別目標値

	基準値（平成25年度）				実績値（令和元年度）				目標（令和7年度）			
	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量	排出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
合計	3,719 (100%)	2,507 (67%)	1,036 (28%)	176 (5%)	3,490 (100%)	2,181 (62%)	1,157 (33%)	152 (4%)	2,742 (100%)	1,801 (66%)	841 (31%)	100 (4%)
燃え殻	0 (100%)	0 (44%)	0 (4%)	0 (52%)	1 (100%)	0 (34%)	0 (1%)	1 (64%)	1 (100%)	1 (47%)	0 (2%)	1 (51%)
汚泥	627 (100%)	235 (37%)	375 (60%)	17 (3%)	502 (100%)	79 (16%)	408 (81%)	15 (3%)	496 (100%)	116 (23%)	369 (74%)	11 (2%)
廃油	32 (100%)	23 (73%)	9 (27%)	0 (0%)	33 (100%)	25 (74%)	8 (25%)	0 (1%)	33 (100%)	27 (81%)	6 (18%)	0 (1%)
廃酸	27 (100%)	8 (28%)	20 (72%)	0 (0%)	42 (100%)	3 (8%)	39 (92%)	0 (0%)	42 (100%)	5 (11%)	37 (89%)	0 (0%)
廃アルカリ	19 (100%)	2 (8%)	17 (91%)	0 (0%)	34 (100%)	3 (8%)	31 (91%)	0 (0%)	33 (100%)	4 (11%)	29 (89%)	0 (0%)
廃プラスチック類	20 (100%)	15 (73%)	2 (12%)	3 (15%)	21 (100%)	14 (66%)	1 (6%)	6 (28%)	21 (100%)	17 (80%)	3 (13%)	1 (7%)
紙くず	1 (100%)	0 (40%)	0 (54%)	0 (6%)	1 (100%)	0 (67%)	0 (8%)	0 (25%)	1 (100%)	1 (70%)	0 (13%)	0 (17%)
木くず	72 (100%)	69 (95%)	1 (2%)	2 (3%)	67 (100%)	65 (97%)	1 (1%)	1 (2%)	67 (100%)	66 (98%)	1 (1%)	1 (1%)
繊維くず	0 (100%)	0 (80%)	0 (3%)	0 (17%)	1 (100%)	1 (74%)	0 (5%)	0 (21%)	1 (100%)	1 (82%)	0 (4%)	0 (14%)
動植物性 残さ	15 (100%)	13 (89%)	2 (11%)	0 (0%)	33 (100%)	25 (78%)	6 (20%)	1 (2%)	34 (100%)	28 (84%)	5 (16%)	0 (0%)
ゴムくず	0 (100%)	0 (74%)	0 (0%)	0 (26%)	0 (100%)	0 (84%)	0 (5%)	0 (11%)	0 (100%)	0 (80%)	0 (9%)	0 (12%)
金属くず	6 (100%)	6 (94%)	0 (0%)	0 (6%)	8 (100%)	7 (96%)	0 (0%)	0 (4%)	8 (100%)	8 (96%)	0 (0%)	0 (4%)
ガラス 陶磁器くず	81 (100%)	72 (89%)	0 (0%)	9 (11%)	74 (100%)	69 (92%)	0 (0%)	6 (8%)	60 (100%)	55 (92%)	0 (0%)	5 (8%)
鉱さい	1,010 (100%)	961 (95%)	0 (0%)	49 (5%)	981 (100%)	911 (93%)	0 (0%)	71 (7%)	590 (100%)	543 (92%)	0 (0%)	46 (8%)
がれき類	869 (100%)	813 (93%)	0 (0%)	57 (7%)	711 (100%)	696 (98%)	0 (0%)	14 (2%)	710 (100%)	700 (99%)	0 (0%)	10 (1%)
ばいじん	769 (100%)	169 (22%)	601 (78%)	0 (0%)	841 (100%)	183 (22%)	653 (78%)	5 (1%)	506 (100%)	125 (25%)	380 (75%)	1 (0%)
動物の ふん尿	107 (100%)	107 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	91 (100%)	91 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	91 (100%)	91 (100%)	0 (0%)	0 (0%)
その他	63 (100%)	16 (25%)	9 (14%)	38 (61%)	28 (100%)	7 (26%)	7 (23%)	14 (51%)	50 (100%)	15 (31%)	11 (22%)	24 (47%)

第4章 各主体に期待される役割

本計画に掲げる基本方針に沿って取組を進めるには、県民、事業者、廃棄物処理業者、行政等の各主体が互いに連携、協力し、資源循環に配慮した行動をとっていくことが必要です。各主体には、以下のような役割が期待されます。

(1) 県民

- ・消費者として、自らが消費を行う立場であることを自覚し、エシカル消費に努めるとともに、無駄な消費を抑え、ごみを減らした環境負荷の少ないライフスタイルへの変換に努める。
- ・再生品の利用や、バイオマスプラスチック又は生分解性プラスチックを使用した製品を選択する等、環境に配慮した消費に努める。
- ・食品ロスについて適切に理解した上で、買いすぎ、作りすぎ、食べ残しに注意するほか、保存方法、調理方法の工夫、食べきれないときの地域へのお裾分けやフードドライブの活用など、できることから食品ロスを削減するための行動を実践する。
- ・食品ロスに取り組む事業者を積極的に利用するなどの支援や、外出時の食べきり、宴会時の「さんまるいちまる 31」³¹の実践などにより、飲食店等で発生する食品ロスを削減する。
- ・購入してすぐに食べる場合は、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を行うことで、販売期限が過ぎて廃棄されることによる食品ロスを削減する。
- ・廃棄物を排出する際には、適正な分別を心がけ、廃棄物のリサイクルが確実に行われるよう積極的に行動する。特に、リチウムイオン電池等の発火等の危険があるものは、市町村の定める方法に従って適正に分別する。
- ・廃棄物の処理やリサイクルには処理費用が発生することを理解し、その費用負担に協力する。
- ・自らが排出したごみは、ごみ処理施設において適正に処理され、自らの生活環境が守られていることを認識し、その必要性、安全性等を十分理解するように努める。
- ・産業廃棄物を排出する事業活動は、自分たちの生活にも密接に関連していることを認識し、産業廃棄物処理や処理施設について、その必要性、安全性等に関する情報を入手し、正しい理解に努める。
- ・不適正処理を発見した場合は、市町村、保健所、警察等関係機関に通報する。
- ・自ら所有する土地を清潔に保ち、適正に管理するとともに、市町村が実施する清掃活動に積極的に参加する。

(2) 事業者（拡大生産者責任及び排出事業者責任に基づき事業活動を実施）

- ・「拡大生産者責任」の原則のもと、製品の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性について予め自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うとともに、バイオマスプラスチック、生分解性プラスチック、再生材料の使用、使用済み製品の回収等、環境負荷の低減に努める。【生産事業者】
- ・事業活動に伴って発生する廃棄物を出来るだけ減量するため、材料や生産工程の見直しを積極的に進めるとともに、排出した廃棄物については、「排出事業者責任」の原則のもと、自らの責任において適正に処理する。【事業者】
- ・年間 1,000t 以上の産業廃棄物又は年間 50t 以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置する多量排出事業者は、廃棄物の減量化計画を策定し、その計画に基づき廃棄物の減量化に取り組む。

³¹ 3010 運動：会食、宴会時での食べ残しを減らすための取組。具体的には、1. 注文の際に適量を注文する、2. 乾杯後 30 分間は席を立たず料理を楽しむ、3. お開き前 10 分間は自分の席に戻って再度料理を楽しむ。（出典：長野県松本市食品ロスウェブサイト）

- ・食品関連事業者は、自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図ることにより、日々の事業活動から排出される食品ロスの削減に努める。また、発生した食品廃棄物については積極的に飼料化・肥料化等による再生利用に取り組む。
- ・事業者は、職場の懇親会等において、「3010 運動」等の取組により、飲食店で発生する食品ロス削減に協力する。
- ・適正処理及び再資源化のために必要な施設の確保に努める。
- ・廃棄物の減量その他その適正な処理の確保に関して県及び市町村の施策に協力する。
- ・産業廃棄物の処理を処理業者に委託する際には、適正処理に要する費用を負担するとともに、自らの産業廃棄物が適正に処理されているか確認しなければならない。
- ・建設・解体工事を発注する者は、工事を発注する際、発生する廃棄物に係る処理費用を計上し、適正処理に努めるとともに、施工にあたっても再生品が活用されるよう努める。

(3) 処理業者（事業者の委託を受けて適正処理を実施）

- ・許可の範囲、委託基準その他廃棄物処理法や関連法令の各種規制を遵守することはもとより、適正処理技術の向上や経営基盤の強化に努める。
- ・許可を受けた際に達成することとしている環境への影響は常に把握し、遵守するとともに、より影響を低減する措置を講ずるよう努める。
- ・事業者から受託した業務を的確に行えるよう組織及び施設を整備するとともに、感染症流行時等非常時においても、国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者であることから、事業継続計画の策定に努め、安定的な処理体制の整備に努める。
- ・事業者の処理業務を補完し、廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全に資するという重要な役割であることを認識し、廃棄物処理に関する専門家として、知識及び技術の習得に努める。
- ・県及び一般社団法人和歌山県産業資源循環協会が実施する研修会等を通じ、常に新しい情報の収集に努める。
- ・適正処理のための費用等について、事業者の具体的な理解を得る。
- ・県及び市町村が実施する廃棄物行政に関する諸施策に協力する。
- ・県外で排出された産業廃棄物については、その受け入れを原則として禁止していることから、搬入しないように努める。
- ・大規模災害により多量に発生する災害廃棄物の処理について、協力要請があった際には、県及び市町村等が行う取り組みに協力する。

(4) 市町村（一般廃棄物処理計画を策定し一般廃棄物処理事務を実施）

- ・一般廃棄物処理計画を本計画の趣旨を踏まえて適宜見直しを実施するとともに、区域内の廃棄物の排出量等を常に把握し、計画の進捗と照らし合わせて適切な施策を実施する。
- ・ごみ処理の有料化等、ごみの減量化施策について検討するとともに、ごみ処理経費の削減についても検討する。
- ・区域内における一般廃棄物（ごみ）の排出抑制に関する住民やNPO等の自主的な取組を促進する等、ごみ減量化の推進に必要な施策を実施する。
- ・食品ロス削減推進法で努力義務として規定された市町村食品ロス削減計画の策定に努める。
- ・県及び市町村内の消費者行政・教育部局などと連携し、食品ロス削減について、幅広く住民に対する啓発を行う。
- ・分別収集の推進及び一般廃棄物（ごみ）の再生利用により、一般廃棄物（ごみ）の循環的利用に努める。
- ・処分しなければならない一般廃棄物（ごみ）について、最大限中間処理を行い、ごみの減量化・減容化を適正に実施して最終処分量を減少させ、最終処分場の延命化に努める。

- ・自区域から排出する一般廃棄物を他の市町村の区域で処理する場合は、当該市町村との連絡調整を適宜実施するとともに、その処理が完結するまで責任を持って対応する。
- ・ごみ処理の広域化を推進し、ごみ処理施設の集約・高度化を図る。
- ・民間による最終処分場等の産業廃棄物処理施設の整備が十分に行われないなど、適正な産業廃棄物の処理が確保できない場合は、産業廃棄物を一般廃棄物（ごみ）と併せて処理することを検討する。
- ・地域住民への廃棄物関係情報の提供に努める。
- ・不適正処理対策を徹底し、普及啓発を図るとともに、区域内の美化に努める。
- ・自ら実施する事業については、環境に十分配慮する。
- ・事業者、県と連携し、よりよい廃棄物処理のあり方を検討する。
- ・大規模災害に備えて、災害廃棄物処理計画をもとに仮設トイレ等必要な資機材の備蓄に努める。
- ・大規模災害発生時において、住民の生活環境の保全及び早期復興を図るため、県及び関係団体と協力し、災害廃棄物を適正かつ円滑に処理するよう努める。

（5）和歌山市（政令市：産業廃棄物行政についても適正処理を推進）

- ・産業廃棄物行政について、廃棄物処理法上、県と同等の立場にあることから、（4）の役割に加え、産業廃棄物についても適正処理を推進する。
- ・区域内の産業廃棄物の排出量の減量化、リサイクルを積極的に推進し、事業者及び処理業者の指導等、適切な施策を実施する。
- ・県と連携し、廃棄物の適正処理推進体制の構築に努める。

（6）県（廃棄物処理全般について適正処理推進のための施策を実施）

- ・廃棄物行政を総合的に推進する役割を担っており、本計画を円滑に推進するため、県内の廃棄物の状況を把握し、その処理が適正に実施されるよう施策を講ずるとともに、積極的に県内の循環型社会システムの構築に取り組む。
- ・自ら実施する事業に伴い発生する廃棄物についても減量化及び適正処理を推進する。

（環境生活部）

★循環型社会形成推進基本法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法（再資源化等に関する部分）、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法、グリーン購入法、PCB 特別措置法、海岸漂着物処理推進法、食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環促進法、和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例、産業廃棄物の保管及び土砂等の埋立て等の不適正処理防止に関する条例及びごみの散乱防止条例を所管

★廃棄物処理法に基づく許認可、指導、命令を実施

- 庁内の各部局に対し、循環型社会の形成に向けた事業の実施を働きかけるとともに、各部局が実施する施策の総合的な調整、取りまとめを行う。
- 市町村が行う一般廃棄物処理に関して必要な技術的助言等を行う。
- 県内の産業廃棄物の状況を把握し、産業廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずる。
- 製品の製造から廃棄までの各段階において、廃棄物の排出抑制、再利用、再生利用に配慮し環境負荷が低減された循環的な利用が行われるよう、県民、事業者の意識の啓発を図る。
- 資源循環、廃棄物処理に関する情報の提供に努め、循環型社会に対する県民の理解を促進する。
- 事業者、市町村と連携し、県内の廃棄物処理体制を構築する。
- 大規模災害発生時に、市町村、関係団体及び近隣府県と協力し、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理できるよう計画を策定し、災害時の処理体制を整備する。

(総務部・危機管理局)

★災害発生時の総合的な対策等を所管

- 大規模災害発生時に災害対策本部を設置し、県、市町村、関係団体及び近隣府県が協力して災害廃棄物処理を円滑に行えるよう連絡調整を行う。

(企画部)

★県の長期総合計画の進行管理を所管

- 「新政策プロセス」を通じ、長期総合計画の目標である循環型社会の構築を推進する。

(福祉保健部)

★医療機関の廃棄物処理を所管

- 病院・診療所における医療廃棄物の適正処理を促進する。
- 廃毒劇物関係の適正処理を促進する。

(商工観光労働部)

★県内産業の振興、新産業の創出支援等を所管

- 試験研究機関による技術開発支援、産学官連携での取組、補助金等の施策を通じて、循環型社会の形成や廃棄物に係る諸問題の解決に資する県内企業による技術開発及び実用化を促進する。

(農林水産部)

★農林水産業に関する廃棄物対策を所管

★森林法、農地法等土地の使用制限に関する法令を所管

★食育基本法を所管

- 農林漁業者が排出する廃ビニル、廃木材、廃漁船、廃漁網、果実くず、廃農薬、廃農薬袋等について、関係事業者等と連携し、適正処理を促進する。
- 畜産農家の家畜糞尿について、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、適正管理を指導する。
- 水産加工場、市場から排出される魚腸骨等の廃棄物について、関係事業者と連携し、適正処理を促進する。
- 環境に優しく再利用、再生産が可能な木材の利用を進めるとともに、循環型林業を促進する。
- 環境保全型農業を推進するため、地域で発生する未利用有機性資源の利活用を進める。
- 農林水産業由来の廃棄物のリサイクル、減量化に関する研究開発を関係者と連携して進める。
- 公共工事の実施に当たっては、再生資源の積極的な使用に努めるとともに、廃棄物の排出を抑制する。
- 食品ロスに配慮した食育を推進する。

(県土整備部)

★土木建築工事の執行及び関連業界の指導を所管

★都市計画法、建築基準法等、廃棄物処理施設の立地規制に関する法令を所管

★建設リサイクル法（解体工事業の登録、対象建設工事の届出、分別解体等に関する部分）を所管

- 資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、建設残土等の再利用を促進する。
- 建設リサイクル法に基づき、事業者に対し建築物等の分別解体等を指導するとともに、建設廃棄物の適正処理体制の構築に努める。

○公共工事の実施に当たっては、再生資源の積極的な使用に努めるとともに、廃棄物の排出を抑制する。

(教育委員会)

★教育を所管

○ごみの減量化、分別、リサイクルの推進に関する環境教育、環境保全活動の充実を図る。

(警察本部)

★廃棄物不法投棄等の取り締まりに関することを所管

○不法投棄や不法焼却等の違法行為の取り締まりを行う。

第5章 計画の進捗管理

➤ 数値目標に係る現状把握

一般廃棄物については、環境省が実施する一般廃棄物処理事業実態調査等により、産業廃棄物については、県が実施する産業廃棄物実態調査により、県内の廃棄物の実態を把握します。

➤ 計画の進行管理

第3章に掲げる数値目標の達成状況を定期的に検証し、計画目標を達成できるよう適切な施策を実施します。

➤ 公表

本計画の進捗状況については、和歌山県環境白書及び県ホームページ等で広く県民に公表します。

資料1 和歌山県環境審議会廃棄物部会委員名簿

(50 音順)

氏 名	役 職 等 ^{※1}	備 考
今 津 太 志	和歌山県警察本部生活安全部長	令和3年3月26日まで
上 野 敬 子	和歌山県くらしの研究会和歌山支部長 ^{※2}	令和3年5月1日から
大 高 圭 司	和歌山県警察本部生活安全部長 ^{※3}	令和3年3月26日から
金 子 泰 純	元和歌山大学システム工学部教授	部会長
田 中 一 壽	和歌山県商工会議所専務理事 ^{※4}	令和3年10月5日から
中 野 加都子	甲南女子大学人間科学部教授	
橋 本 昌 樹	日本製鉄株式会社関西製鉄所環境防災室長	令和3年4月30日まで
平 井 弘 子	和歌山県生活学校連絡協議会会長	令和3年4月30日まで
松 田 美代子	一般社団法人和歌山県産業資源循環協会会長 ^{※4}	令和3年10月5日から
宮 中 勇 治	日本製鉄株式会社関西製鉄所資源化推進室長 ^{※2}	令和3年5月1日から
目 良 敏	一般社団法人和歌山県産業資源循環協会会長	令和3年5月26日まで
吉 田 登	和歌山大学システム工学部教授	
和 歌 哲 也	和歌山県商工会議所専務理事	令和3年10月4日まで

※1 役職等は令和2年12月24日（第1回廃棄物部会開催日）時点のもの

※2 上野委員及び宮中委員の役職等は令和3年5月1日時点のもの

※3 大高委員の役職等は令和3年3月26日時点のもの

※4 田中委員及び松田委員の役職等は令和3年10月5日時点のもの

資料2 審議経過等

日 時	経 過
令和2年12月11日	知事から和歌山県環境審議会に諮問
令和2年12月24日	令和2年度第1回和歌山県環境審議会廃棄物部会 ・第4次和歌山県廃棄物処理計画の評価と現状について ・第5次和歌山県廃棄物処理計画の基本方針、取組の方向について
令和3年3月29日	令和2年度第2回和歌山県環境審議会廃棄物部会 ・第5次和歌山県廃棄物処理計画（案）について
令和4年1月28日	パブリックコメント手続き（同年2月28日まで）
令和4年1月28日	市町村長への意見照会
令和4年3月16日	令和3年度第1回和歌山県環境審議会廃棄物部会 ・第5次和歌山県廃棄物処理計画策定について
令和4年3月22日	和歌山県環境審議会会長から知事へ答申